

第5編 知的財産行政サービスの高度化

第1章 需要者中心の顧客サービス改善

第1節 概観

情報顧客支援局 情報顧客政策課 工業事務官 ハン・マンヨル

1. 推進背景及び概要

特許庁は企業型責任運営機関としてユーザーのニーズに応じた特許行政サービス体系の構築、ユーザーの不満及び隘路事項の解消に向けた制度改善、高品質の相談サービス拡大、出願・登録サービスの改善、ユーザーの負担緩和及び納付利便性の向上に向けた手数料システムの改善などに取り組んできた。

2. 推進内容及び成果

特許庁は手数料体系の合理化に向けて2014年ユーザーサービス総合推進計画の策定・施行を通じて国民の不満事項を体系的に改善・是正し、出願人住所の自動変更制度の導入、青年及び元老発明家の手数料減免拡大、無料オンライン特許証(登録証)の再発行、仮想講座を通じて納付可能な特許手数料の拡大などを推進した。

そして特許庁はユーザーサービスの向上のために毎年2回にわたって特許顧客満足度調査を実施しており職員の電話対応態度をモニターリングする電話親切度調査も併行している。また、弁理士会、韓国知識財産保護協会など外部の専門家が参加して特許行政の全般にわたり点検を行う特許行政モニター団を運営している。

韓国特許庁は、いつでもどこでも簡単に特許行政サービスの利用ができるよう、24時間電子ユーザーサービスの「特許路」システムを提供している。24時間提供するサービスとして書類の受付、特許庁発送の通知書閲覧、登録原簿など各種証明書の申込及び発行、審査進行情報の閲覧、出願番号及び提出書類処理過程の通知などが電子ユーザーサービスで利用できる。2006年にシステム改善を行い翌日処理から当日処理が

可能となり、サービス処理期間が短縮された。

3. 評価及び発展方向

特許庁はユーザーの利用満足度及び利便性の拡大、効率的な特許行政サービスを提供するため、今後も申込書類の簡素化など各種サービス制度を改善し、合理的な手数料システムの構築とシステム整備を持続的に推進していく計画である。

第2節 ユーザー中心のサービスシステム体制の構築

1. ユーザー指向的な手数料体系の改編

情報顧客支援局 情報顧客政策課 工業事務官 ハン・マンヨル

イ. 推進概要及び概要

特許庁は手数料政策が知的財産基盤の創造経済の実現に寄与できるよう、ユーザーの立場に立って手数料関連制度と慣行の改善に取り組んでいる。手数料体系合理化方針を通じて出された主な改善事項を2014年3月特許料などの徴収規則改正の際に反映して手数料制度を合理化した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 4～6年分の年次登録料減免制度の導入

個人及び中小企業など経済的弱者の手数料負担を緩和するため、4～6年分の特許登録料減免制度を導入した。個人・中小企業・中堅企業・公共研究機関の特許権、実用新案権、デザイン権の4～6年分登録料が30%減免され、また職務発明補償優秀企業として選定された中小・中堅企業の登録料も20%追加減免され、最大50%まで減免を受けられるようにした。

2) 出願料及び審査請求料の調整

手数料原価及び国際的な水準に比べて相対的に低い水準であった出願料及び審査請求料を約10%内外引上げ、高品質の特許行政サービスを提供する基盤を整えた。

3) 青年及び元老発明家を支援するための手数料減免比率の拡大

青年(満19歳以上満30歳未満)及び元老(満65歳以上)発明家の知的財産創出活動を支援するため、出願料、審査請求料及び最初3年分の登録料を85%減免するよう減免比率を拡大した。

4) 追加納付機関の加算区間細分化及び加算比率の引き下げ

追加納付機関の加算区間を現行の3段階から6段階へと細分化し、加算比率も既存の最大50%から大幅引き下げて毎月100分の3ずつ加算、最大18%を超えないよう大幅引き下げた。

5) 共同出願人間で減免率が異なる場合、平均減免率を適用

従来は減免対象の共同出願人間で減免率が異なる場合は最低減免率を適用したが、これを平均減免率に変更して減免メリットをより多く享受できるように改善した。

6) 手数料マイレージ制度の廃止

顧客の利用率の低い手数料マイレージ制度を顧客にとって実質的なメリットである年次登録料減免制度の導入と連携して廃止し、積立手数料マイレージは有効期間(5年)が経過して消滅する前まで使用できる。

7) 国内デザイナー一部審査登録料の引き下げ

国際デザイン出願制度の導入による「ハーグ協定」との国際調和のため、現在3年単位の累進体系となっている国内デザイナー一部審査登録料を累進体系なく4年から15年まで一括適用するよう引き下げた。

8) クレジットカードのポイントによる手数料納付の拡大

貯めたクレジットカードポイントで手数料が納付できるクレジットカードに既存の

サムスン、外換、国民カードの他にハナカードが追加され、手数料納付方法がより多様化した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁はユーザーの立場に立って費用負担なく、特許行政サービスをより便利に利用できるようサービス基盤を持続的に改善した。手数料体系を合理化して顧客の費用負担を緩和する一方、クレジットカードポイントで手数料の納付が可能なカードも拡大した。今後も特許庁はユーザーの立場に立って権利維持の負担を緩和し、手数料制度と慣行の改善に向けて取り組んでいく予定である。

2. 出願・登録分野における特許行政制度の改善

イ. 出願分野の制度改善

情報顧客支援局	出願課	行政事務官	シン・トンソン
	登録課	行政事務官	パク・ソンヨン
	国際出願課	行政事務官	パク・ヒジョン

1) 優先方式審査制度の導入

特許及び実用新案出願に対する優先審査制度の趣旨を活かすため、方式審査段階でも優先審査申請件に限り一般出願件と区分して4日以内に処理する優先方式審査制度を2014年4月導入した。従来は出願方式審査の時、優先審査申請件も一般出願件と同じく6日以内に処理しており、速い審査を希望する出願人のニーズに応えられなかった。優先方式審査制度の導入を通じて方式及び実体審査段階での迅速な審査が可能になった。

2) ポジティブ方式審査制度の導入

出願方式審査段階で出願人が提出した出願書類などに欠陥がある場合、その欠陥を更に詳しく記載し、具体的な補正方向を提示するポジティブ方式審査制度を2014年6月に導入した。従来は出願人が提出した書類の補正・差戻し事由中心に補正要求書や差戻し理由案内書を作成したため、出願経験の不十分な出願人に正確な欠陥修正方法を提示できず、顧客満足度を引き下げる要因となっていた。同制度は出願人が提出した書類のうち手数料未納など一部補正頻度の高い書類に対して優先的に実施し、これを段階的に拡大して施行する予定である。

ロ．登録分野の制度改善

1) オンライン登録証再発行サービスの実施

特許(登録)証を再発行するためこれまでは一定の手数料を納付して申し込みをしなければならず、また特許(登録)証を受け取るには郵便か、直接出向いて受領しなければならなかったため、迅速な発行が不可能であった。そこでオンラインで申し込み、リアルタイムで登録証が発行できるサービスを2013年7月1日から実施した。電子出願サイト「特許路」から本人の公認認証書でログインした後、特許(登録)証再発行を申し込めば、自宅や事務室のプリンターから特許(登録)証が即時無料で発行できる。

2) 登録申込の補正機会の拡大

登録申込書の欠陥が返却項目に該当する場合、申請人に補正の機会が与えられず登録申込書は即時差戻される。その場合申込者が登録申込書を再度提出しなければならない。そこで申込者の利便性を図るため「特許権などの登録令」を改正し、重大な欠陥でない「登録の原因と合わない申込書書式を提出した場合」、「申込区分に記載ミスがあった場合」、「登録の原因を証明する書類の登録番号と違う登録番号を申込書に書いた場合」など、3つの差戻し項目を補正項目として変更した。

3) 年次登録料の追加納付案内書留郵便サービスの実施

特許庁は権利者の不注意で年次登録料の未納によって権利が消滅することを防止するため、年次登録料納付案内書を正常、追加、回復の納付期間にわたって3回発送している。正常納付案内書と追加納付案内書は一般郵便で、回復納付案内書は書留郵便サービスを提供していたが、書留郵便で回復納付案内書を受け取った権利者は3倍の登録料を納付しなければならず、それによる苦情が頻繁に寄せられた。そこで権利者の年次料に対する不満解消及び案内強化のため、2013年3月から年次登録料追加納付案内の書留郵便サービスを提供している。

4) 変動登録申込登録完了案内書の発送

登録申込書は方式担当者が方式審査を行った後に登録又は差戻処分する。差戻した場合は差戻し案内書を登録申込者に発送して申込者に最終処分の結果を通知していたが、登録した場合は登録原簿に該当登録事項を記載するだけで、登録申込者には登録事実を通知しなかった。登録申込者が申込書の登録可否を確認するためには、顧客相談センター、登録課に直接問い合わせなければならなかった。そこで権利変動が発生する変動登録申込書の登録が完了した場合も変動登録申込登録完了案内書を登録申込者に発送することで登録申込者の便宜を図った。

5) 登録補正書共同申込主義の緩和

登録申込書に補正欠陥があって登録補正書を提出する場合、登録義務者と登録権利者が共同で登録補正書を申し込まなければならない。しかし、登録補正制度を導入した後、共同申込主義を厳格に適用した結果、顧客の直接申込が多い韓国特許庁の特性上、補正制度の実効性が落ちるとともに顧客の不便をもたらした。そこで共同申込主義で運営する制度の根本的な趣旨を鑑み、契約内容の変更を伴わない単純な補正の場合には、単独申込ができるよう審査基準を緩和した。

ハ. 国際出願分野の制度改善

1) PCT国際出願における国内段階補正期間の拡大

PCT国際出願における国内段階の時に特許法第203条書面に対する補正期間を従来1カ月から2カ月に拡大した。これはこれまで代理人が外国出願人に補正書作成のための書類発行を要請して該当書類を用意するまでは長時間がかかるため補正書を該当期間内に提出できなかったケースが多く発生し、韓国とシンガポールを除いた大半のPCT条約加盟国家が国内段階補正期間を2カ月で運営していることを考慮したものであった。今回の改善で外国出願人及び代理人が十分な時間をもって関連書類を準備することができ、これまでの不便を解消すると同時に国際法との調和も図れるものと期待している。

2) PCT国際出願における出願人及び発明者情報変更手続きの改善

PCT国際出願過程で出願情報変更を申告する場合、出願人と発明者が同一であっても出願人は「出願人情報変更申告書」と「発明者情報変更申告書」を其々特許庁に提出しなければならなかった。そこでそのような煩わしさを解消するため、出願人兼発明者の情報変更事項が発生する場合は1回の書類提出で情報変更事項を一括処理できるよう特許法施行規則を改正して出願人の書類手続きを簡素化した。

3) 出願人審査請求料の事後減免対象の拡大

これまでPCT国際出願の際に国内段階に進入する時、錯誤などで審査請求料減免申込をしなかったり、減免証憑書類を添付しなかった場合は減免の恩恵を受けることができなかった。そこでPCT国内段階に進入してからも審査請求料事後減免の申込を可能にし、顧客が予め減免を申し込めなかった場合でも後から手数料(審査請求料の10～70%)の払い戻しができるよう関連法令を改正した。

3. ユーザーとともに行うサービス・制度の改善

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 イ・テギョン

イ. 顧客サービス総合推進計画の樹立

特許庁は知的財産基盤の創造経済活性化のため、国民の幸せにつながるオーダーメイド型サービスの強化に向けた顧客サービス総合推進計画を策定して施行した。2014年には需要調査、懇談会などを通じて政策または制度改善需要者の参加や意見収集手続きを活性化して需要者中心の双方向計画樹立を通じて7つの推進課題に43の細部課題を樹立して推進した。これを通じて外部リサーチ専門機関が調査した韓国特許庁顧客満足度が最近5年の中で最高点を記録するなど需要者中心の顧客サービスを提供するとともに全職員の顧客サービス水準を持続的に高めている。

ロ. 顧客とともに行うサービス制度の改善

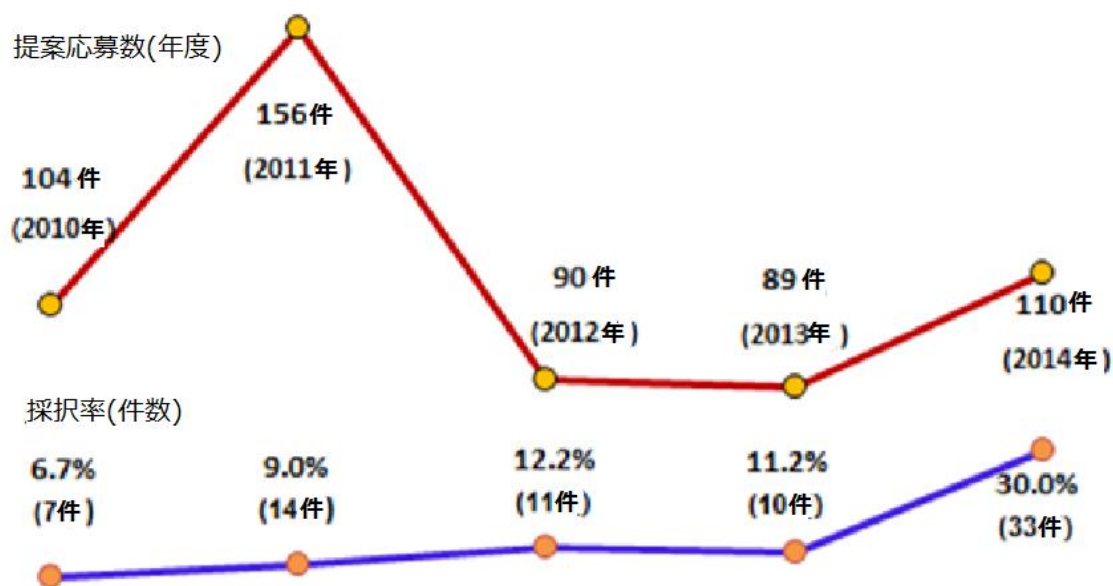
1) 推進背景及び概要

特許庁は特許行政に対する特許顧客の積極的な参加を誘導し、制度改善課題を発掘するため、「発明の日」行事と連携して2014年5月に特許顧客を対象に制度改善提案公募を実施した。

2) 推進内容及び成果

2014年5月には国民提案公募を通して計110件の提案を受け付け、このうち33件の制度改善課題を採択した。提案公募は2008年から持続的に実施しており、2014年は採択率と提案件数が以前に比べて大きく上昇した。

＜図V-1-1＞過去5年間の提案公募件数及び採択率の推移



所管部署の検討を経て採択された提案の40.9%が特許庁ホームページ、電子出願などのようなシステム改善に関するものであった。所管部署では採択された提案について即時施行可能な提案なのかどうか、中・長期的な検討が必要な案件なのかどうかを判断して提案実施の時期を決め、提案実施が完了すれば国民シムンゴ(苦情申立窓口)などを通して実施結果を提案者に通知する。

3) 評価及び発展方向

出願・登録・手数料など多様な部門において制度改善事項が発掘され、一般国民のアクセシビリティ向上と利便性の向上に寄与した。今後も特許庁は顧客からの提案をより多く取り入れるため、公募提案及び特許行政モニター団の運営を更に活性化する計画であり、顧客からの提案が単純な採択や不採択の案件としてではなく、一回提案された顧客からの声が大切に管理されるよう、多様な管理方策を講じる予定である。

ハ. 特許行政モニター団の運営

特許行政モニター団は顧客中心の特許行政サービス実現に向け、専門性と参加度の

高い外部ユーザーをモニター団として選定して特許行政全般にわたるモニタリングなどを行い、顧客からの現場の声を反映するコミュニケーションの窓口役割を果たしている。

2014年第2期を迎えた特許行政モニター団は大韓弁理士会・韓国知識財産保護協会・韓国知識財産サービス協会・韓国知識財産協会・大学の発明サークルから推薦を受けた知的財産専門家と特許行政優秀公募提案者など計35人で構成された。

第2期特許行政モニター団は与えられた課題を特定期間モニタリングする課題付与方式と自由課題に対する常時モニタリング方式を併行した。また、庁内部署別モニタリング課題需要調査を通じて充実した政策モニタリングのために努力した結果、計96件の提案を受け、所管部署の検討を経て63件を採択して措置を取る成果を挙げた。

二. 顧客サービスの常時モニタリング及びモニタリング結果のフィードバック

1) 顧客満足度調査

<表V-1-1>5年間特許満足度の推移

(単位:点)

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
満足度	73.81	72.70	74.40	75.98	76.18

特許庁は分野別の特許行政サービス水準を正確に診断し、ユーザーの意見を取りまとめて制度改善に反映するため、毎年2回の特許顧客満足度調査を実施している。出願・登録・審査・審判など特許行政全分野を対象に出願人、代理人、請願人など約900人余りを対象に、特許行政全般にわたる満足度調査を実施している。評価の公正性を確保するため、外部のリサーチ専門機関に評価を委託して施行しており、評価結果は顧客サービスを改善するための基礎資料として活用されている。特許顧客満足度は2011年度に若干下落したものの毎年上昇傾向にあり、2014年度には76.18点と最近5年

間最高点数を記録した。

2) 電話親切度調査

＜表V-1-2＞5年間電話親切度の推移

(単位：点)

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
満足度	89.48	92.85	90.99	91.02	92.75

特許庁は職員の電話対応時の態度をモニタリングして局別・課別の点数を公開することで、電話対応時の態度の向上に努めている。2012年からは特許行政サービス提供機関の全体的な電話親切度向上に向けて、特許庁のみ実施していた調査を傘下機関まで拡大して実施している。最初の受信状態、応対態度、アクセス状態、まとめの部分に区分してモニタリングを行っている。2014年の総合点数は92.75点を記録して2013年の総合点数(91.02点)に比べて1.73点上昇し、全般的に「極めて良好」な水準を維持している。2013年から傘下機関の電話対応態度を向上させるため、傘下機関長評価の際に電話親切度調査の結果を反映しており、2014年傘下機関における電話親切度の総合点数は87.70点を記録して全般的に「極めて良好」な水準である。

3) 請願行政サービスに対する評価

国民権益委員会では2014年41の中央行政機関を対象に国民シンムンゴに受付・処理される苦情と国民提案に対する評価を実施した。請願サービス総合評価は請願満足度、処理期間、追加回答など10つの指標で評価され、国民の提案は提案処理率、採択率、実施率など5つの指標で評価される。請願サービス総合評価は全体中央行政機関に対する請願サービスの品質を測定することで、競争的かつ国民指向的な行政サービスの実現を通して請願行政サービスの質的向上を図るためのものである。特許庁は顧客満足サービス推進計画の策定、毎月請願サービス状況の分析・報告など、顧客満足のための多様な内部点検システムを運営している。2014年特許庁は国民権益委員会が実

施した国民シムンゴ請願サービス総合評価及び国民幸福提案運営実績総合評価で普通グループとして評価され、今後も需要者中心の特許行政サービスが実現できるよう多様な顧客満足度向上方策を講じて施行する予定である。

第3節 顧客を感動させる電子請願サービスの提供

1. 24時間電子請願サービス

情報顧客支援局 情報開発課 電算事務官 キム・ピョンス

イ. 推進背景及び概要

特許庁は1999年から世界初のインターネット基盤電子出願サービスを提供し始めたが、電子出願サービスの時間が勤務時間内と限定されていたため、顧客からのサービス時間に対する拡大要請が多く寄せられた。

そこで特許庁は顧客の要望に応じて24時間、365日、いつでもどこでも電子請願サービスの利用ができるよう特許ネットシステムを改善することを決め、まず24時間365日のNon-stop電子出願サービスを提供するマスタープランを策定した。2002年に策定されたマスタープランに基づいて2003年から特許ネットシステムをリアルタイムサービスシステムに切り替える作業に着手すると同時に関連法制度を改善し、2005年11月から24時間の電子請願サービスを提供することになった。

また、オンライン出願支援システムである「特許路」はユーザーのコンピューティング環境変化に敏感であるため、運営体制(OS)のアップグレード、ウェブブラウザ(IE、Chrome、Safariなど)の多様化など、国内外ユーザーのコンピューティング環境変化に伴う特許路システムへのアクセシビリティ改善が必要であった。

ロ. 推進内容及び成果

2003年度にはマスタープランに基づいて、まず一括処理(Batch Processing)形態の特許ネット構造をリアルタイム業務処理(Real-Time Processing)体系に切り替えられるよう、特許ネット基盤構造(Infrastructure)の設計作業に取り組んだ。また、請願人が電子出願サービスをより簡単に利用できるよう、出願人コード付与の申込、電子

文書利用届出など事前登録手続きを簡素化し、インターネット「Giro」納付、過剰に支払った手数料のオンライン払い戻しなど、手数料の管理体系を改善した。

＜表V-1-3＞2003年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
請願 サービス 改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願人コード付与申請、電子文書利用届出などオンライン事前登録手続きの簡素化 ・ 過誤手数料のオンライン払い戻しなどの手数料管理体系の改善 ・ メールによる通知書受信などユーザーの利便性を中心に電子出願ソフトウェアの改善
特許ネット 基盤の 構造改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括処理方式の特許ネット構造をリアルタイム処理方式にするアーキテクチャーの再設計 ・ 電子出願サービスのリアルタイム連動のために出願網、特許網、行政網を単一網にネットワーク統合設計 ・ 24時間データベース起動のためのノンストップ・リアルタイムバックアップ体系の構築 ・ 不必要なデータの移管・複製作業除去のためのDBの統合設計 ・ 特許ネットシステムの最適化・軽量化のための統合ミドルウェア適用

2004年には一括処理形態の特許ネット構造をリアルタイム業務処理体系に改編する作業を実施するとともに、電子出願システム障害発生時の救済策及び週5日勤務制度の施行に伴う書類提出期限の調整など関連法制度の改編作業も併行した。これは電子出願システムに障害が発生した場合、書類提出の期限が自動的に延長できるなどの取組みを行い、制度変更によって請願人に不利益が発生しないよう制度的な装置を取ったものである。即ち、書類提出期限の末日が土曜日の場合は、提出期限の末日を次の勤務日まで延長できるように改善した。

＜表V-1-4＞2004年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
------	------

法制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> 電子出願システムの障害によって提出期限のある書類が提出できない場合の処理策を構築 週5日勤務制度の施行に伴う請願人の便宜を図るため、提出期限末日が土曜日の場合は次の勤務日まで延長
特許ネットの改善	<ul style="list-style-type: none"> 翌日一括処理形態のプログラムをリアルタイム処理方式に改善 リアルタイム侵入探知及びセキュリティモニタリングのために統合セキュリティ管理システム(ESM:Enterprise Security Management)を適用 ノンストップサービスのための災難復旧(DR:Disaster Recovery)システムの構築 オンライン・リアルタイム受付及び通知機能の実現
電子出願ソフトウェアの改善	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類のエラー検証機能の実現 多様な添付書類の受付及び通知機能の実現 書類提出に伴う後続手続き連携機能の実現 電子文書の提出時点及び提出日時算定機能の実現 書類提出期限の末日が土曜日の場合、期限末日の算定機能の実現

2005年2月特許ネットⅡシステムの開通により、請願書類のリアルタイム受付及び通知書のリアルタイム発送サービスが施行されることとなり、特許顧客の電子請願サービス利用における便宜を図りサービス時間を拡大した。また、2005年11月からは夜間及び休日も電子出願など電子請願サービスの利用ができるようになった。24時間体制で提供するサービスは出願書類の受付、特許庁が発送した通知書の閲覧、登録原簿など各種証明書の申請及び発行、審査進行情報の閲覧サービス、出願番号及び提出書類の処理過程リアルタイム通知など、ほとんどの電子請願サービスを含んでいる。また、書類作成及び特許業務の処理手続きに不慣れな個人出願人の不便及び予期せぬ不利益を未然に防止するために、請願人が納付すべき特許手数料及び提出する書類のエラーを、書類提出前にリアルタイムで確認できるようにした。

<表V-1-5> 2005年24時間電子請願サービスの拡大

対象サービス	推進内容
--------	------

オンライン 出願	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間帯に支援→24時間支援(方式審査は現行維持) ・書類の欠陥を提出前に検証/校正するサービスを24時間提供
オンライン 通知	<ul style="list-style-type: none"> ・請願処理過程の通知に対し、 - 翌日一括処理→リアルタイム処理 - 勤務時間帯支援→24時間支援
諸証明 申込/発行	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間帯支援→24時間支援 <p>※申込サービスは24時間支援するが、発行サービスは手数料が納付された場合に限り24時間支援</p>
審査進行 情報など検索	<ul style="list-style-type: none"> ・非リアルタイム・サービス→リアルタイム・サービス

<表V-1-6>24時間電子請願サービスの段階別開通時期

区分	夜間サービス(1段階)	休日サービス(2段階)	24時間サービス(3段階)
時期	2005.2～2005.6	2005.7～2005.10	2005.11～
サービス 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・平日:08～24時 ・土曜日:08～24時 ・公休日:なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日:06～24時 ・土曜日:06～24時 ・公休日:09～21時 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日:00～24時 ・土曜日:00～24時 ・公休日:09～21時

2006年には24時間電子請願サービスの提供によって翌日に処理されていた業務が当日リアルタイムでNon-stop処理されることとなり、請願処理時間の短縮に伴う請願費用の節減及び行政効率の向上など請願サービスの画期的な改善をもたらした。特に、単なるサービス時間の延長ではなく、特許庁の特許情報をリアルタイムで利用できるサービス体系が構築されたことで、書類作成及び特許業務処理手続きに不慣れな個人出願人の不便及び不利益を最小化することができ、時間及び空間に縛られず外国特許庁とリアルタイムで電子文書の交換が可能となり、特許庁の対内外におけるプレゼンスを高めた。

一方、請願書式の簡素化作業に取り組んだ結果、334種の請願書類を149種に減らすことができ、手数料の過誤納による請願人の不便を解消するため手数料の納付事項を

オンラインで照会・訂正・リサイクルできるシステムを構築するなど、手数料払い戻し及び納付手続きを簡素化したことで請願処理時間を大幅に減縮した。

＜表V-1-7＞2006年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
請願書式の 統廃合	<ul style="list-style-type: none"> ・類似請願書式の統廃合(334種→149種) ・記載項目の簡素化(6,881個→1,336個)
手数料納付事項 オンライン訂正	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料払い戻しに関する情報のオンライン照会機能 ・手数料納付事項のオンライン訂正機能
国有特許 活用度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・国有特許の閲覧・管理機能 ・通常実施権のインターネット申請及び契約機能
寄託微生物 管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・微生物寄託機関との連係 ・寄託情報・特許情報の統合管理及び検索機能 ・微生物の分譲申請及び発行手続きのオンライン化

これまで持続的な電子請願サービスの拡大によっていつでもどこでもNon-stop請願処理が可能となったが、受動的なサービス提供による請願人の不便までは解消されなかった。そこでオーダーメイド型電子請願サービスを開発し、請願人が該当サイトを訪問せず、処理しなければならないTo-Do情報を一箇所に集めて提供するサービスを2007年11月から施行している。

また、これまで電子出願を行うためには、特許庁が提供する専用ソフトウェアをダウンロードして設置する必要があったが、Web基盤の電子出願システムを構築することで専用ソフトウェアを設置せず誰でも特許庁ホームページにアクセスさえすれば、簡単に電子出願できるように改善した。更にクレジットカード、携帯電話、リアルタイム「Giro」による銀行振り込みなど手数料の納付手段も多様化し、特許ユーザーの手数料納付における利便性を大幅に強化した。

＜表V-1-8＞2007年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
請願書式の統廃合及び簡素化に伴う電子出願システムの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・書式統廃合(347種→149種、57%縮小) ・ユーザー便宜機能の提供により書式作成時間の短縮(件当たり10分、年間236,237時間短縮予想) ・Window Vistaなど多様なPC環境支援
電子出願SW機能改善	<ul style="list-style-type: none"> ・明細書記載不備による意見提出通知率の減縮(43.62%→4.36%、90%減縮) ・請願書類の再作成・提出による請願費用の節減 ・記載不備による審査処理遅延の予防
オーダーメイド型電子請願サービス提供	<ul style="list-style-type: none"> ・請願サービスのアクセス段階の縮小(5段階→3段階) ・請願処理結果などリアルタイム・オーダーメイド型お知らせ情報の提供により処理期限満了による請願被害の予防
Web基盤電子出願サービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・商標から全権利へと拡大 ・個人出願人の利用増加(商標の場合、前年比5.6%増加)
手数料納付手段の多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料納付手段の拡大(2種→7種) (クレジットカード、携帯電話、口座振替、プリペイドカード、ARS、Giro銀行振り込み、訪問) ・手数料納付時間の短縮(既存訪問、Giro銀行振り込みによる納付) ・納付情報のリアルタイム管理で行政効率の向上

2008年にはこれまで需要者中心の電子請願サービスの拡大を通じて主な請願書式を直ぐ作成・提出することができたが、支援対象の書式が出願書中心に限られていたためサービスの利用に限界があった。そこでWeb出願サービス支援対象の書式を登録書式、審判書式など請願書式全体へと拡大し、各種便宜機能を拡充した上、2008年11月からサービスを提供している。同時に出願人が作成した請願書式の作成エラーを最小化するため、コールセンター相談システムを構築した。ホームページの個人情報流出防止のための公共I-PINの適用、障害者・高齢者など情報疎外階層の利便性、多様なP

C運営環境を支援するWeb標準・Webアクセシビリティの適用を通じて特許顧客のホームページ利用における利便性を高めた。

また、これまで出願・登録・審判に関する基本情報を中心に特許情報Webサービスを提供していたため、サービスの利用及び特許情報の活用において限界があったが、諸証明書発行情報、手数料納付情報及び期間到来情報などに提供対象範囲を拡大することで、特許情報の管理及び活用の活性化に貢献した。このように電子請願サービスの持続的な拡大により、個人出願人などのWeb出願サービスの利用が前年比76.7%増加し、電子出願率も93.1%から94.1%に増加した。

<表V-1-9>2008年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
Web出願サービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・Web出願支援対象書式の拡大 -出願書式→登録・審判書式 -Web出願人の利用増加(前年比76.7%増加)
特許情報ウェブサービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・特許情報Webサービスにおける提供情報の拡大 -特許(出願、登録、審判)基本情報→諸証明・手数料・期間到来情報 ・特許情報Webサービス拡大策の策定 -特許検索及び統計情報に拡大 -特許情報Webサービスインフラの拡大
請願サービス改善	<ul style="list-style-type: none"> ・提出前作成書式の整合性検証結果に対するコールセンター相談システム構築 ・書類ファイルの履歴照会を通じた諸証明発行システム改善 ・電子出願専用サイト(特許路)の拡大 ・オンライン出願過程を中心に特許路のメニュー体系及び初期画面改編
ホームページWeb標準・Webアクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ Web標準・ Webアクセシビリティの強化 ・個人情報保護のための公共I-PIN適用

ティの適用	
-------	--

2009年にはこれまで電子出願サービスを中心に運営されていた「特許路」を特許情報総合管理ポータルサイト(www.patent.go.kr)として改編した。顧客は特許路Webサイトを通して出願進行情報、登録、審判情報など使用者別にすべての特許情報をひと目で確認でき、より簡単かつ便利に特許手続きを行うことができるようになった。また、知識シェアリング、ブログサービスの構築を通じてユーザー参加活動を拡大するなど、ユーザーコミュニケーション活動を強化した。

また、顧客オーダーメイド型サービスを強化するため、未公開情報、通知書情報、締切り期限情報などに対するWebサービスを拡大した。Webサービス拡大に伴い安定的なサービス提供に向けて、主要サーバー、ミドルウェアを交替するなどインフラ拡充にも努力を傾けた。その結果、顧客は拡大されたWebサービスを通じてより多くの特許情報を顧客が使う内部システムと連係させ、活動及び加工できるようになった。

電子文書作成機分野では、安全性、互換性及び編集機能が優れた商用ワード基盤の特許文書作成機を開発して、ユーザーが特許文書をより便利に作成することができるようになった。そして共通出願書式の適用によって国内出願書式でPCT出願まで可能となり、出願人の明細書作成に対する負担が大きく減少した。

一方、手数料の管理では顧客の手数料納付の利便性を高めるため、特許手数料の自動納付サービスを構築した。手数料自動納付サービスは顧客が別途の納付行為をしなくても、顧客本人の口座から特許などの手数料が自動振り替え方式で引き出される方法である。年次登録料の場合、毎年納付時期が到来すると顧客が直接納付をしなければならぬ不便さがあったが、自動納付サービスの構築によりそのような不便さが解消された。7月から施行された手数料自動納付サービスによって12月まで14,048件、30億ウォン程度の手数料が納付された。

<表V-1-10>2009年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
オーダーメイド型 特許管理ポータル の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・My特許保管箱を通じて特許関連業務の全社的管理を実現 ・知識シェアリング、ブログなどユーザー参加型の空間構築
特許情報 Webサービスの 拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年49種から2009年181種へとコンテンツを拡大 ー未公開情報、通知書情報、締め切り期限情報など ・サーバー及びミドルウェア交替を通じたインフラの拡充
商用ワード基盤の 電子文書作成機 開発	<ul style="list-style-type: none"> ・出願書及び補正書作成における利便性の向上 ・共通出願書式(CAF)の適用による国内/外出願作業の簡素化
特許手数料自動 納付システム 構築	<ul style="list-style-type: none"> ・出願、年次登録、設定登録手数料の自動納付体系構築 ・自動納付お知らせサービスを通じた請願人利便性の向上

2010年にはこれまでソウルを中心に推進していた電子請願サービス懇談会を全国にまで拡大し、地方所在の出願人・代理人の不便事項を直接意見聴取(特許法律事務所及び地域別の懇談会を17回開催)の結果を、電子出願関連システムと制度改善に反映した。特に、地域知識センターの地域実情に合うオーダーメイド型の教育と面談を実施し、2009年開発したグローバル特許文書作成機を利用した電子出願方法の教育及びマニュアルの提供で注目を集めた。

<表V-1-11>2010年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願SW	<ul style="list-style-type: none"> ・共通出願書式の適用を通じて一度提出した出願文書を翻訳さえすれば主要国(韓国、米国、ヨーロッパ、日本など)の特許庁に提出できるように電子出願ソフトウェア機能を改善 ・塩基配列目録作成機の便宜機能の改善
諸証明	<ul style="list-style-type: none"> ・諸証明発行サービスにおいてマドリッド国際商標の事後指定件に対する

サービス分野	<ul style="list-style-type: none"> 「謄・抄本交付申込」の発行機能追加 諸証明発行サービスにおいて1件単位で発行可能であった「最初出願人確認書」を複数件併合して申し込めるように改善
手数料分野	<ul style="list-style-type: none"> 個人及び中・小企業顧客の手数料納付負担軽減のために特許庁に納付した特許料の一定比率をポイントとして換算して現金のように使えるように手数料マイレージシステムを反映 個人にだけサービスするクレジットカードによる納付を中小企業まで拡大
特許路ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 特許路の出願人情報変更履歴事項の照会機能改善 特許路の出願人コード付与申込の「本人証明書類」欄を新設し、案内文をページ追加

2011年にも電子請願サービス懇談会を持続的に開催し、地方所在の出願人・代理人の不便事項を直接意見聴取した上、電子出願関連システムと制度を改善した。特に、大学との協議の下で特許に関心のある大学生を対象に電子出願関連の教育を行い、大きな反響を呼んだ。

<表V-1-12> 2011年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願SW	<ul style="list-style-type: none"> グローバル特許文書作成機の性能改善及びエラー検証強化など、懇談会で出た使用者の意見を基に使用者の利便性を向上
諸証明サービス分野	<ul style="list-style-type: none"> 登録原簿写本申込を出願人コード発行及び認証書発行/登録など事前登録の手続き要らずに基本個人情報(署名、住民番号など)の入力だけでオンライン発行できるように改善
手数料分野	<ul style="list-style-type: none"> 一部の特許手数料(年次登録料)に対してオンラインだけでなくATMで納付できるように仮想口座サービスを構築
特許路ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 出願件に対して審査進捗状況をひと目で確認できるように、審査処理進行事項確認機能を改善

2012年にはユーザーフレンドリーな特許ネット構築のために特許ネット顧客諮問団を発足して運営するとともに、要求事項を持続的に収集し、特許路 UI (User Interface) の改善、諸証明発行速度の改善などを反映した。また、3Dデザイン出願制度の利便性を高めるため、3Dデザイン多出願顧客の政策懇談会を実施し、3Dデザイン出願可能なファイルの拡大などの要望事項を反映した。

<表V-1-13> 2012年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
特許路	<ul style="list-style-type: none"> ・登録原簿など諸証明発行速度の改善 ・出願件に対し審査進捗状況を一目で確認できるよう審査処理進行事項確認機能を改善 ・特許顧客の電子出願に係わる作成ガイドを動画で提供する電子出願登録案内動画サービスの構築 ・特許権者の権利を本人が便利に照会及び管理できる年次(更新)登録管理サービス構築 ・微生物情報及び特許出願の連携状況を照会できる寄託微生物照会登録サービス改善 ・特許保管箱において登録公報情報を一括して照会できるよう、特許情報院に連携する登録原簿照会サービスの構築
電子出願分野	<ul style="list-style-type: none"> ・個人出願人の明細書作成の品質向上及び審査官の審査業務効率を高めるための模範明細書作成方法の内容を補完

2013年にもオープン特許路開発事業を通じてIEでのみ動作する非標準技術であるアクティブXの代替技術を開発して、Chrome、SafariなどIE以外のブラウザでも使用者が「特許路」を利用できるようにウェブ互換性を改善した。また、視覚障害者、聴覚障害者などシステムにアクセスし難い使用者のアクセシビリティを高めるため、イメージ代替テキストの提供、色と関係のないコンテンツ認識、キーボードアクセシビリティの向上を通じてウェブアクセシビリティを改善した。

<表V-1-14>2013年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
特許路	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブ互換性の改善 <ul style="list-style-type: none"> - ウェブ標準技術及びアクティブXの代替技術適用を通じてIE以外のChrome、Firefoxなどのウェブブラウザでも特許路へのアクセスが可能 ・ウェブアクセシビリティの向上 <ul style="list-style-type: none"> - イメージ代替テキストの適用などを通じて障害者などのシステムアクセスが難しいユーザーを支援 <p>*イメージ代替テキスト：イメージで表現されたコンテンツの内容を理解しやすくするためにテキストで提供する方法</p>

2014年にもオープン特許路開発事業を持続的に推進し、電子出願SW(明細書作成SW、通知書閲覧、統合書式作成機など)を全面的に再構築し、出願人がより便利に知的財産権関連出願を行えるように改善した。また、諸証明申込機能の改善を通じて書類履歴を照会して必要な書類だけ発行できるようにした。

<表V-1-15>2014年完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願SW	<ul style="list-style-type: none"> ・明細書作成SWの統合及び再構築 <ul style="list-style-type: none"> - 既存3種の明細書作成SWを1つに統合し、他ワードプロセッサとの互換性を改善 ・PDF基盤の統合書式作成機の構築 <ul style="list-style-type: none"> - 書式作成機ポップアップの最小化と直感的なユーザーインターフェースの提供を通じて書式作成の利便性を提供 - 1回の統合書式作成機設置で国内書式、国際デザイン書式、国際商標書式を全て作成できるように支援 ・通知書閲覧器の再構築 <ul style="list-style-type: none"> - 特許庁からダウンロードした通知書の検索、整列、一括出力など管

	理機能の提供
特許路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸証明申込機能の高度化 - 既存の同一書類名に対して一括発行されていた書類を履歴を確認して必要な書類だけ発行できるように改善

ハ. 評価及び発展方向

これまで電子出願中心の電子請願サービス高度化に取り組んだことで、特許顧客の電子出願満足度及び電子出願率が持続的に向上した。今後はユーザーオーダーメイド型の電子請願サービスだけでなく高付加価値特許情報活用を最大化するため、特許情報普及インフラの拡大及び情報提供の範囲を持続的に拡大していく計画である。

2. ユーザー指向型の特許情報検索サービス (KIPRIS) の運営

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

イ. 推進背景及び概要

特許制度は国が一定期間発明家に独占排他的な権利を付与する代わりに、出願内容を一般人に公開して技術発展を促進することで、産業発展に貢献するための制度である。そこで米国、日本、ヨーロッパなどの先進特許庁は自国技術の保護及び技術活用の増大のため、特許情報の普及に努めている。韓国特許庁は2000年1月1日から特許情報検索サービス (KIPRIS : Korea Intellectual Property Rights Information Service) を通して、国内外の特許情報を一般国民に無料でサービスしている。また、多様な連携情報及び利用者オーダーメイド型サービスを提供することで、国民の知的財産情報の活用強化に努めている。

ロ. 推進内容及び成果

1) 特許情報普及の促進

特許庁は特許情報の活用拡大に重点をおいた多様な政策に取り組んでいる。2006年から中小企業、研究機関などのホームページにKIPRISの検索窓を生成する「出前特許検索サービス」を実施し、2014年末には特許事務所、中小企業、研究所、学校など計458機関で活用している。また、2012年には初心者を含む多様な階層が特許情報を便利にアクセスできるようKIPRISホームページ及び機能を全面改編し、スマートフォンなどを通じていつでもどこでも特許情報が検索できるよう、KIPRISモバイルウェブを構築した。

2) 検索及び照会情報の拡大

特許情報ネットKIPRISが提供する情報は、初期は国内特許だけに限られていたが、2002年商標、デザイン資料を追加で提供し、米国、日本、ヨーロッパなどの海外特許の英文抄録(2003年)を始め、2006年から海外特許全文(full text)サービスを実施している。海外特許に対する持続的なサービス提供の努力により、2008年中国、2009年英国、ドイツ、フランスに続き、2011年にはオーストラリア、カナダ、ロシア、台湾の特許情報検索が可能になった。特許庁ホームページでのみ提供していたインターネット技術公知検索サービスを2011年から提供し始め、2012年からは公報上の技術移転希望情報を検索詳細情報から見られるように提供している。また、審査官用の検索システムから提供しているファミリー情報を活用してKIPRISの海外特許ファミリー情報を改善した。2013年にはKIPRISを検索する際に非特許文献情報、知的財産紛争及び判例情報、Googleポータル情報が同時に検索できるよう、統合検索にNDSL、IP-NAVI、Google Patentを連携した。2014年には海外特許CPCコード情報検索サービスの提供、海外特許検索における日本特許情報及び引用文献情報の拡大など多様な知的財産融合情報を特許情報ネットKIPRISを通じて検索できるよう、持続的に情報提供を拡大している。

3) 普及及び使用方法の改善

このようなデータ規模の拡大とともに利用者の利便性を考慮した政策及びコンテンツ開発を持続的に推進した。2006年会員加入及びログインなしで自由に検索できるようにし、2007年には言語障壁を解消するための自動翻訳サービスも提供した。また、発行された公報をKIPRISで提供するためにかかる期間も着実に短縮し、2005年3日から2日に、2008年7月からは当日提供が可能となった。2009年にはKIPRISの特許検索用データベースを特許庁審査官が検索するデータベースと統合させ、審査官が審査に活用する特許情報を一般国民にも同様に提供し、2010年には利用者の検索利便性を高めるため、関心のある特許情報を自動検索してその結果を提供するオーダーメイド型特許サービスを実施している。2012年には既存の項目別検索機能を改善した「スマート検索」を構築して提供し、利用者が多様な統計情報を一目で見られるように「TODAY KIPRIS」を構築した。2013年には政府省庁・自治体・関連機関と協力して国民に対する広報活動を強化し、KIPRISを初めて使用する初心者が知的財産情報を効果的に検索できるように特許情報ネットKIPRIS「即席講座」を製作してオン・オフラインを通じて配布した。2014年にはスーパー引用文献、標準技術文献などIP情報の開放とMY関心特許メーリングサービスを通じたワンストップサービスの提供で国民のIP情報活用を強化した。

4) これまでの成果

このような特許情報の活用拡大政策によって特許情報ネット(KIPRIS)の利用量も毎年大幅に増加した。KIPRISの利用指標である年間検索回数を調べてみると、2001年88万回に過ぎなかったのが、2002年203万回、2004年686万回、2006年11月に史上初の年間検索回数1,000万回を超え、2014年には4,905万回に達した。また、全世界169カ国がKIPRISを活用するくらいKIPRISは知的財産権情報検索分野における韓国の代表商品である。特許情報の普及が国と産業界が進むべき産業発展の方向を提示する指針を提供し、研究開発の重複を未然に防げるツールとしての比重と重要度が日増しに増加することによって、KIPRIS利用者は今後も持続的に増加するものと期待している。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は一般国民が知的財産権情報を迅速かつ正確、より便利に利用できるよう、常に顧客の声に耳を傾けてきた。2012年には国民向け特許情報検索サービスであるKIPRISを初心者など多様な階層がより便利に利用できるように大幅な改善を行い、その結果として2012インターネットエコアワードサービス革新大賞を授賞した。また、2013年には国家知識財産委員会が選定する今年のヒット商品にも選定された。今後も特許庁はより多様な情報を国民が便利に閲覧できるよう持続的なサービス改善を通じて国民が知的財産権情報を円滑に活用できるように最善を尽くしていく予定である。

＜表V-1-16＞KIPRISの現状

(2014年12月現在)

区分		2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
KIPRIS ユーザー 登録状況 (名、新規 加入者)	大企業	9,736	10,135	10,139	7,612	2,480	926	221	253	235	360	318	580	571	493
	中小 企業	23,626	18,512	17,129	14,126	8,832	3,594	905	886	1,059	830	872	1,629	1,608	1,328
	弁理士	372	400	315	308	68	16	10	17	56	58	21	112	192	112
	研究所	3,449	2,593	2,387	2,424	2,473	1,119	430	410	506	388	412	778	806	661
	個人	64,352	61,332	64,388	55,785	21,095	7,863	3,052	2,018	2,268	2,243	2,190	3,533	3,805	4,744
	その他	16,544	13,444	13,883	31,447	89,220	36,953	6,295	7,260	6,998	1,889	5,690	4,763	3,228	1,250
	合計	118,079	106,416	108,241	111,702	124,168	50,471	10,913	10,844	5,768	5,768	9,503	11,395	10,210	8,588
KIPRIS 検索回数 (千回)	機関別 (増加率)	879 -	2,033 131.4%)	5,514 171.2%)	6,858 24.4%)	9,242 34.8%)	13,049 41.2%)	16,107 23.4%)	18,699 16.1%)	23,785 27.2%)	27,675 16.4%)	27,361 -1.1%)	33,085 20.9%)	40,805 23.3%)	49,053 20.2%)
KIPRIS Plus 検索回数 (千回)	機関別 (増加率)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,729 -	13,216 71.0%)	18,624 40.9%)	116,033 523.0%)	206,234 77.7%)
ホームベ ージ訪問 回数 (千回)	機関別 (増加率)	3,279 104.8%)	3,765 14.8%)	4,104 (9.0%)	4,220 (2.8%)	4,429 (4.9%)	7,808 76.3%)	11,214 43.6%)	15,914 41.9%)	13,863 (-13%)	15,594 12.5%)	16,914 (8.5%)	17,972 (6.3%)	18,596 (3.5%)	220,427 51.6%)

第2章 環境変化に応じた知的財産制度の改善

第1節 概観

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 ヤン・ジェソク

知的財産を基盤とする創造経済の時代を迎え、知的財産は創造経済の貨幣のような経済成長の核心要素として登場した。国家間の貿易においても知的財産と関連した物品の交易が増加したことで、WIPO、WTOなど多国間舞台及び二国間の貿易交渉においても国際知的財産権の規範に対する議論が活発に行われている。各国は国際舞台において自国優位の国際知的財産権規範を創出するための努力とともに、すでに形成された国際知的財産権規範に従って自国の国内法令を改正する努力も並行している。そこで特許庁も国際知的財産権規範の反映を通じた知的財産制度の先進化と特許権の保護強化のための損害賠償制度の改善、商標権乱用行為の防止に向けた合理的な商標制度の改善など多角的な知的財産制度の改善を推進している。

特許分野では特許法条約(Patent Law Treaty)など国際規範の反映を通じた特許制度の国際調和を推進し、国内外の環境変化に対応するため特許制度先進化に向けた特許法及び実用新案法の改正を推進して2015年1月から施行している。

一方、創意的なアイデアの保護を強化するため、公知例外主張補完制度を導入することで単純なミスなどで公知例外主張ができず創意的なアイデアが特許を受けられない問題点を改善することを主要内容とする特許法改正を推進し、2015年1月28日公布した。

特に、特許権侵害による損害賠償額が少なく、侵害立証も困難であるため、特許制度の実効性を阻害するという指摘から損害賠償額の適正化及び特許権者の立証負担の緩和を含む特許法改正も同時に推進している。

商標分野では使用主義要素を補完して商標制度の悪用を防止するため著名商標の希

積化が懸念される商標の登録を禁止し、信義誠実の原則に反する商標登録出願を拒絶する規定を新設する一方、商標の使用による識別力認定要件を緩和することを骨子とする商標法改正を推進し、2014年6月から施行している。

また、現行の商標法が頻繁な部分改正によって枝条文が過剰に多く、国民の法理解に問題が生じているため、それを改善して国際的標準に適した商標制度を構築するため商標法全部改正を推進して2014年12月国会に改正案を提出した。

デザイン分野ではデザインの創作水準を高め、デザイン創作者の権利保護を強化するため、デザイン保護制度の改善を推進している。

デザイン保護法を改正して周知のデザインから容易に創作したデザインはデザイン登録を拒絶できるようにデザインの創作性要件を強化し、デザイン登録出願人の便宜を図るために最大100個まで複数デザイン登録出願を可能にした。拡大された先出願適用において自己出願の例外規定を設け、出願時のみならず意見書提出時と異議申出及び無効審判請求時にも新規性喪失例外主張の証明書類を提出できるように改善した。また、「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」の国内履行のための手続きと特例を規定し、国際分類体系を導入して2014年7月1日から施行している。

審判分野では権利範囲確認審判において確認対象発明の補正許容基準を緩和し、訂正審判における特許請求範囲の実質的な変更に対する判断基準を設けるなど、実体審判の判断基準を改善するために審判便覧を2014年7月に改正した。

第2節 特許・実用新案分野

1. 特許法、実用新案法の国際調和及び顧客利便性の増進

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 シン・ジンソプ

イ. 推進背景及び概要

発明者と企業、研究所など特許庁の核心顧客が感じる主な不便要因である複雑で厳しい特許出願手続きを国際的流れ²⁹に合わせて緩和し、単純なミスなどで特許料を未納して消滅した特許権の回復要件を緩和し、出願人の便宜を図るなど多様な制度導入の必要によって特許制度の先進化に向けた特許法・実用新案法の改正を推進及び完了して2014年6月11日に公布した。

また、創意的なアイデアに対する保護を強化するために公知例外主張補完制度を導入することで単純なミスなどで自分が公知した事実のせいで特許が受けられない問題を解消する一方、分割出願可能期間を拡大して出願人が市場環境の変化に能動的に対応できるようにする特許法・実用新案法の改正を推進し、2014年12月29日国会議決後2015年1月28日公布(2015年7月29日)した。

また、特許手数料制度を国民の目線に合わせて合理的に運営するため、審査着手前に特許出願を取下げ・放棄する時に納付された審査請求料を還付する特許法・実用新案法の改正を推進している。

その他に改正特許法及び実用新案法を反映し、国際特許出願と関連する書面の補正期間を延長することなどを主な内容とする特許法・実用新案法の施行令及び施行規則を改正するなど特許出願と関連する制度改善及び国際的な統一化に向けた下位法令の

²⁹ 出願日認定要件の簡素化などを主要内容として各国特許制度の統一化・単純化を目標とする特許法条約(Patent Law Treaty)が2000年6月に妥結、2005年4月に発効し、米国、イギリス、フランス、オーストラリア、ロシアなど計36カ国(2014年12月基準)が加盟するなど全世界的に広がりつつある。

改正も同時に推進した。

ロ．推進内容及び成果

特許制度の先進化に向けた特許法・実用新案法の改正は、改正の必要性及び至急性などにより段階別に分けて推進している。第1段階では消滅された特許出願の回復機会の拡大(特許法大67条の3の新設)、刊行物に準ずる電気通信回線の範囲規定の整備(特許法第29条第1項第2号)、共同出願対象の明確化(特許法第84条)及び手数料還付対象の拡大(特許法第84条)などを主な内容とする特許法・実用新案法の改正を推進した。特許法・実用新案法の一部改正法律案は、2013年3月22日に改正特許法(第11654号)・実用新案法(第11653号)として公布された。

<表V-2-1>第1段階：特許法の主な改正内容

区分	改正内容
特許出願回復機会の拡大	出願人が責任を負えない事由で審査請求期間(5年)や再審査請求期間(30日)を守れなかった場合、その事由の消滅日から2ヵ月以内に申し込めば出願を回復させる
手数料還付対象の拡大	特許出願後1ヵ月以内に出願を取り下げ、放棄した場合、出願料、審査請求料以外に優先権主張請求料も還付
電気通信回線範囲制限規定の削除	大統領が定める電気通信回線を通じて公知された発明は特許を受けられなかったが、その他の電気通信回線を通じて公知された発明も特許を受けられないように規定
補正手続きの改善	最終的に補正された発明が何なのか明確にするため、補正手続きにおいて最後の補正前に行った補正は取下げと見なす
共同出願対象の明確化	共同発明者の他に持分譲渡などによって特許を受ける権利を共有することになった承継人も共同で出願できるよう明確に規定

第2段階では国際的な流れに歩調を合わせて出願日認定要件を緩和し、国内外の環境変化に対応した法改正の需要を一括反映する一方、難しい漢字語でできた法律用語を分かり易いハングル表現に変え、長く複雑な文章を簡潔・明確に直す、分かり易い

法令づくりを推進した。具体的には出願日認定要件の緩和と関連して英語でも特許出願できる外国語出願制度を導入し、外国語出願の明細書補正基準を従来の国語翻訳文から原文に変更した。また、別途の特許管理人が居ず特許維持に難航している個人及び中小企業などを支援するため、特許料未納関連の特許権回復要件を緩和した。その他に国際基準に合わせて特許用語を統一し、国語翻訳文提出の充実化のために国際特許出願の国語翻訳文提出期間の延長制度を導入した。該当改正特許法(法律第12753号)及び実用新案法(法律第12752号)は2014年6月公布され、2015年1月1日から施行(一部条文公布日施行)された。

<表 V-2-2> 第2段階：特許法の主な改正内容

区分	改正内容
出願日先取りのための明細書記載要件の明確化	発明の説明を書いた明細書及び必要な図面を添付した特許出願書が特許庁長に到着した日を特許出願日として認定
出願日先取りのための明細書言語要件の緩和	外国語明細書で出願ができるようにし、最先日から1年2ヵ月の期限内に韓国語翻訳文を提出するよう規定
外国語出願の明細書補正基準の転換	外国語(英語)国際特許出願の明細書補正基準を外国語明細書に転換(即ち、翻訳文主義から原文主義に転換)
特許用語の統一	特許出願書に添付して提出しなければならない「明細書」を「発明の説明」と「請求範囲」に区分し、現行の国際出願の「明細書」を「発明の説明」に、「請求の範囲」を「請求範囲」に特許用語を統一
特許料未納関連の特許権回復規定の緩和	特許料の未納で特許権を喪失した場合、その特許権を回復する要件を緩和
国際特許出願の韓国語翻訳文提出期間延長制度の導入	出願人の申込がある場合、韓国語翻訳文の提出期間を1ヵ月延長できるようにする

第3段階として特許法条約などで規定された優先権主張の回復、出願補完、移転出願引用などを反映するための制度改善であり、これらの事項は国内外の状況によって今後改正作業を進める計画である。

一方、特許制度先進化とは別途に創意的アイデアの保護強化のために公知例外主張可能時期を従来の「出願時」だけでなく、明細書の補正可能期間及び設定登録期間にも補完して追加で主張できるように公知例外主張補完制度を導入し、出願人が市場の技術流れに能動的に対応できるように特許決定後も設定登録期間まで分割出願できるようにする特許法及び実用新案法の改正案が国会で議決(2014年12月29日)され、2015年7月29日から施行される。

そして、国民の目線から見て不合理であると感じる審査請求料還付制度を合理的に改善するため、出願後1カ月以前のみならず実際審査に着手する前まで出願が取下げ・放棄された場合にも審査請求料を還付する特許法改正を推進中である。

特許法・実用新案法の下位法令では特許法の委任によって明細書などが作成できる外国語を英語に定め、外国語特許出願の韓国語翻訳文の提出及び誤訳の訂正など外国語特許出願に必要な手続きと書式を設けた。また、国際特許出願の国内書面提出期間に提出された書面の補正期間を従来の1カ月以内から2カ月以内に延長する一方、特許料の未納によって消滅された特許権を回復させるために提出しなければならない実施証明書類の提出に関する規定を削除した(2015年1月1日施行)。

<表V-2-3>特許法下位法令の主な改正内容(2014年改正)

区分	改正内容	公布日(施行日)
外国語出願など 公報発行規定の 整備(施行令)	外国語出願は韓国語翻訳文による明細書を公開し、請求範囲記載猶予出願は最初の明細書と補正した請求範囲をともに公開するなど公報発行範囲を規定	2014. 12. 30 (2015. 1. 1)
専門機関指定基準など整備(施行令)	微生物寄託専門機関の指定基準、依頼業務範囲などに関する規定を設け、先行技術調査専門機関の指定基準などを整備	2014. 12. 30 (2015. 1. 1)
外国語出願関連	明細書などが作成できる外国語を英語に定め、	2014. 12. 30

の手続き及び書式の整備(施行規則)	韓国語翻訳文の提出と誤訳訂正などに関する手続き及び書式の整備	(2015. 1. 1)
国際出願の国内段階補正期間の拡大(施行規則)	PCT国際出願の国内段階進入の時に提出された書面に瑕疵がある場合、補正期間を1カ月から2カ月に延長	2014. 12. 30 (2015. 1. 1)
特許権回復手続きの整備(施行規則)	改正特許法による特許権回復の時に発明が実施中であったことを証明する書類を提出させていた規定を削除	2014. 12. 30 (2015. 1. 1)

ハ. 評価及び発展方向

2013年には特許出願回復対象の拡大などを主要内容として特許法の一部改正を完了した。

2014年には特許制度の先進化に向けた外国語出願制度の導入と出願日認定要件の緩和などの特許法・実用新案法の改正と創意的アイデアの保護強化のための公知例外主張補完制度及び分割出願可能時期の拡大などの特許法・実用新案法の改正を完了した。

一方、それとは別途に2014年初めから不良特許を予防するとともに優秀特許の権利保護を強化する上で役立つ制度と特許技術の活用促進と特許紛争長期化防止に役立つ制度の導入を慎重に検討している。まず、不良特許を予防するため、誰でも先行技術情報など特許取消事由を特許審判院に提供すれば審判官が該当特許の取消可否を迅速に決定する特許取消申請制度の導入を検討している。また、特許権者の権利保護を強化するため、特許無効審決前に審決を予告・通知して特許発明の訂正機会を追加的に付与する制度を検討している。そして、特許発明の活用を促すため、共有である特許権に対して他の共有者の同意を得ず自分の持分全部を他の人に譲渡できる制度の導入とともに、特許出願された発明の迅速な権利確定のために出願審査の請求期間を特許出願日より5年以内から3年以内に短縮することも慎重に検討している。このような検討結果を基に2015年も不良特許を予防し、登録された特許の活用を促進する一方、特

許紛争の長期化を防止して企業の負担を減らすことで創造経済の基盤を構築できるよう、国民とのコミュニケーションを通じて特許法の改正を持続的に推進する予定である。

2. 国民とコミュニケーションするポジティブ審査・一括審査

特許審査企画局 特許審査制度課 工業事務官 カン・ヨンム

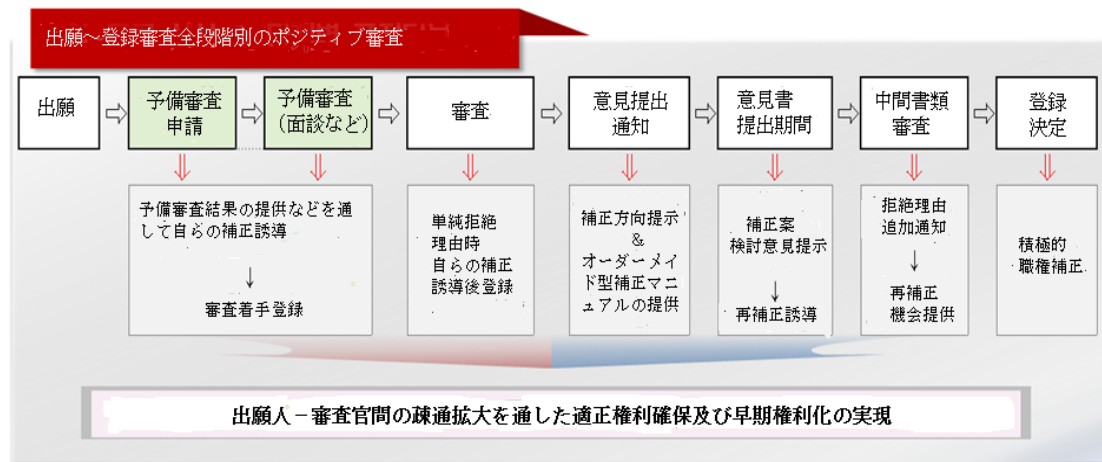
イ. 推進背景及び概要

グローバル特許紛争が拡大し、IP金融、ライセンスなど知的財産の活用が増えるにつれ、特許品質に対する社会的な関心が高まりつつある。このような対内外的な環境において特許庁は特許品質の向上に向けて努めているが、審査段階において限られた予算、人材など独自資源だけでは特許品質を高めるには限界が存在した。

そこで2014年には拒絶理由だけを指摘していた既存のネガティブ審査から脱して審査の全段階において国民とのコミュニケーションを基に協力することで特許庁と国民が共に強い特許を創り出していくポジティブ審査へと審査パラダイムを転換した。

また、一つの製品に関連する複数の特許・実用新案・商標・デザイン出願を出願人が希望する時期に一括して審査する一括審査制度を導入した。これを通じて企業は製品の市場発売戦略に合わせて知財権の獲得時期をコントロールできるようになった。一括審査説明会などを通じて一つの製品に関連する複数の特許を審査する審査官たちと出願人が直接意見を交わすことで正確な審査が可能になった。

<図V-2-1> ポジティブ審査の概要



ロ. 推進内容及び成果

1) 出願人とのコミュニケーション・協力型ポジティブ審査

特許庁は拒絶可否判断中心のネガティブ審査方式の運営から脱し、出願人とのコミュニケーション・協力を通じて適正権利を創り、正確な審査を行うためにポジティブ形態に審査パラダイムを変えた。

このようなポジティブ審査は特許出願から最終登録決定まで特許審査の全段階にわたって提供することを目標に掲げている。それによって2014年度には審査着手前の段階における予備審査、審査進行段階における補正方向提示及び補正マニュアル提供サービスを実施した。

イ) 予備審査

2014年に初めて試験的に実施した予備審査は審査着手前に出願人などと審査官が対面面談を通じて審査意見を交換することで正確な審査及び迅速な権利化を図るための制度である。予備審査面談を通じて出願人は拒絶理由を公式審査前に把握して対応でき、審査官は出願人と直接技術及び審査意見を交換することで正確な審査と迅速な特許権利化が可能である。

2014年は予備審査の試験実施期間であったため、その対象を拡大された優先審査（先行技術調査専門機関に先行技術調査を依頼してその調査結果を特許長官に提出させた出願）決定を受けた出願である同時に高難易度特許分類に該当する出願に限定した。2014年試験的に実施した結果、高い着手登録率とともに個人・中小企業から大きな反響を呼ぶなど肯定的な反応が大きかったため、2015年にはその対象を優先審査全体出願にまで拡大し、制度をより整えた形で施行する計画である。

ロ) 補正方向の提示

特許庁は審査官が拒絶理由通知の際に出願人が拒絶理由を解消して適正な権利を迅速に確保できるように補正方向を提示するサービスを提供した。特に、優秀な補正方向を提示した審査官を選抜して褒賞するなど、適切な権利を創るための補正方向を審査官が積極的に提示するよう働きかけた。今後は審査通知段階のみならず審査全体段階にわたって出願人とコミュニケーションをとりながら補正方向を提示するように拡大していく予定である。

ハ) 補正マニュアルの提供

これまで代理人を選任していなかった個人出願人は良いアイデアを基に特許出願をしたにも関わらず、特許法に対する理解が足りず特許庁の拒絶理由に対する適切な補正ができないまま拒絶される場合が発生した。そこで特許庁は代理人のいない出願の場合は出願人が直接拒絶理由を適切に解消できるよう拒絶理由通知の際に「解り易い補正マニュアル」を提供した。

特許庁は2015年にはポジティブ審査を更に発展させ、出願人と特許庁のコミュニケーション・協力から一歩先に進み、審査全体段階にわたってオーダーメイド型サービスを提供する「特許審査3.0」を施行する。それによって審査全体段階にわたる双方向・オーダーメイド型審査を強化し、出願人の予備補正案を事前検討する補正案レビュー制度、国際協力型審査など新しい制度を発掘・施行する計画である。

2) 企業戦略オーダーメイド型一括審査の実施

技術がグローバル化して事業形態が多様化するにつれ、事業戦略上、知的財産を群として取得して活用することが重要となっている。そこで企業の事業戦略に必要な知的財産の包括的な確保を支援するため、事業と関連する出願群を一括して審査する企業戦略オーダーメイド型一括審査制度を導入した。

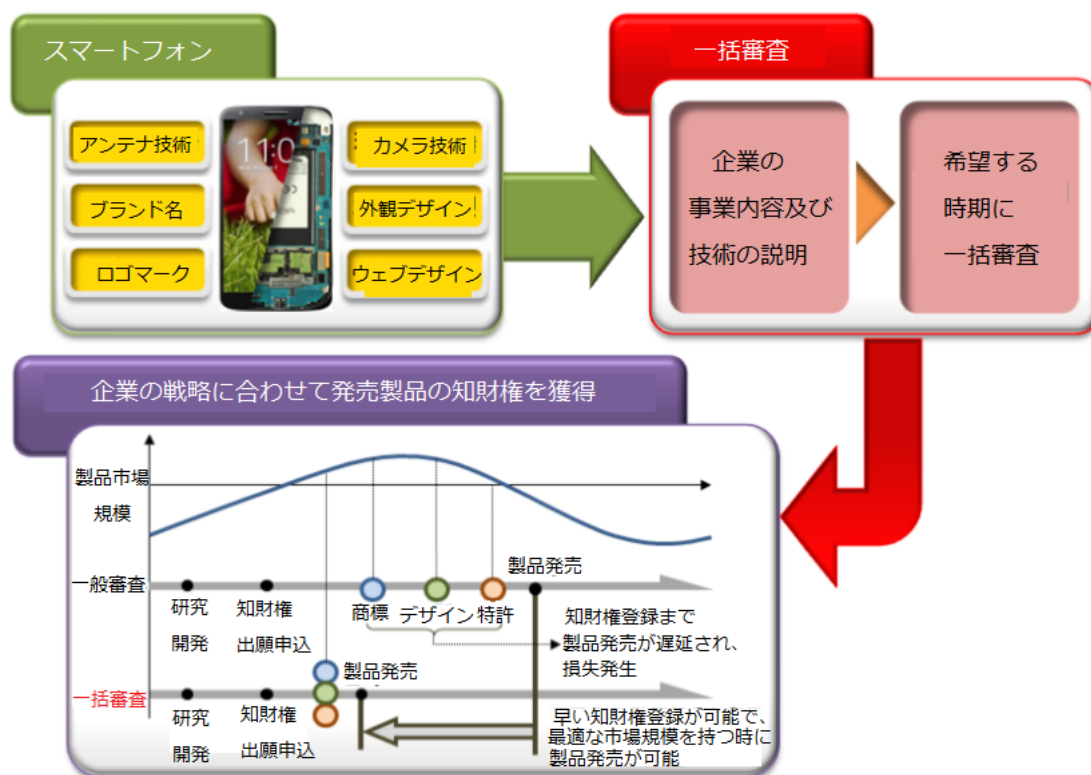
一括審査制度とは一つの製品と関連する複数の知的財産権出願を出願人が希望する時点に合わせて審査する制度である。

2014年には特許・実用新案のみならず商標・デザインまでその対象を拡大した。一括審査の実施申込対象は一つの製品に関連する特許・実用新案・商標・デザイン出願として「事業実施又は準備」、「海外輸出」に関連する出願である。中小企業及び創業を支援するため「ベンチャー企業」、「技術革新型の中小企業」、「1人創造企業」の出願も一括審査の申込が可能である。また、出願人が異なっても大企業製品に中小企業から調達を受けた部品が含まれている場合、大企業と中小企業が関連する出願を同時に審査を受けられるようにし、大・中小企業間の共存・協力にも寄与する制度を構築した。

一方、一括審査を行う前に担当審査官を対象に企業が申し込んだ出願の技術内容を事前に説明する「一括審査説明会」を開催し、出願人と審査官の技術内容に対する円滑なコミュニケーションを通じてより正確な審査を支援する。

このような実施結果を基に2015年からは同じ国家R&D事業に関連する複数の知的財産権の出願まで一括審査対象を拡大し、国家R&D結果が適時に技術評価、技術移転及び事業化ができるよう支援する予定である。また、一括審査説明会の時に出願人が希望する場合、予備審査を同時に進めて一括審査と予備審査の効果を万遍なく提供する計画である。このような一括審査制度の拡大を通じて企業の総合的な知的財産権戦略の樹立及びポートフォリオの構築がより容易になるものと期待している。

<図V-2-2>企業戦略オーダーメイド型一括審査



ハ. 評価及び発展方向

以上のように国民とコミュニケーションするポジティブ審査、一括審査を施行した結果、高品質の審査サービスを提供する基盤を整えることができた。

2014年はポジティブ審査施行の初年度であり、審査全段階にわたるサービスのうち、予備審査、補正方向の提示など一部だけを施行したにも関わらず出願人、代理人など特許顧客の満足度は極めて高かった。特許庁は制度定着の成功に向けてポジティブ審査懇談会などを通じて持続的に意見を取り集め、その過程でポジティブ審査を更に拡大することに対して要請が多く寄せられた。

それによって今後ポジティブ審査及び一括審査を特許審査3.0に拡大・発展させ、国民と直接コミュニケーションを取りながらオーダーメイド型サービスを提供する計画である。そのため審査前段階、審査着手段階、審査進行段階、審査終結段階など各

審査段階別に細部的な特許審査3.0制度を持続的に開発・改善することで、正確かつ迅速な審査とともに創造経済の基盤となる高品質特許を創出していく計画である。

3. 世界的水準の特許・実用新案審査基準の改正

特許審査企画局 特許審査制度課 工業事務官 ウィ・ジェウ

イ. 推進背景

審査結果が国際的に相互交換・活用される審査業務の国際協力時代を迎え、世界的に認められる品質の高い審査を行うために、優秀な審査人材及び審査支援インフラの拡充に加え、具体的で明確な審査基準の構築が必須である。

このような状況下で韓国の審査基準をグローバル水準にアップグレードするため、2009年には特許要件部分の審査基準を改正し、2011年1月には明細書記載要件、発明の単一性、新規事項の追加など特許審査全般にわたる審査基準を改正した。

また、2011年7月には改正した特許法・実用新案法を反映して明細書の背景技術の記載に関する審査基準を新設し、その他の優先審査及び審査手続きに関する審査基準を補完した。

一方、2011年12月2日に韓-米FTA履行に向けた改正特許法が公布されたことで、2012年3月に特許分野の韓-米FTA履行に向けた細部運営基準を設ける一方、微生物寄託、請求項の記載方法、分割出願可能期間などに対しても明確な基準を設けた。

2013年7月には改正された特許法・実用新案法を反映し、職権補正対象を拡大するとともに単純な補正欠落に対して同一拒絶理由を再通知することで出願人の手続き上の機会を十分保障できるように審査基準の改正が行われた。

ロ. 推進内容及び成果

2014年7月には審査指針としてのみ運営していた特許・実用新案の審査基準に対する法的地位を明確にするため、例規として上向・制定した。例規として制定されたことで特許・実用新案審査基準が法制処サイトでも同時に提供され、国民がより簡単に特許・実用新案審査基準を利用でき、特許・実用新案審査基準の改正履歴も体系的に管理できるようになった。

一方、生命工学関連の発明、医薬・化粧品関連発明など多数の局・課に分散していた技術分野別審査基準の管理体系も一元化するため、技術分野別審査基準を特許・実用新案審査基準に統合・管理するようにした。

また、国民とコミュニケーションするポジティブ審査と関連し、拒絶理由に対する補正方向提示の基準と補正方向提示の適切事例及び不適切事例を含む特許・実用新案審査基準を設けることでポジティブ審査が円滑に施行されるよう取り組んだ。

そして、再審査が請求された出願件が取消差戻された後、再び拒絶決定された場合には、新しい審査段階として再審査請求が可能であることを明確にした。また、中国文献を先行技術として採用する比率が増加したことで、審査通知書に中国文献を添付する時に統一された中国文献表記のために中国文献表記基準を設ける一方、マーカッシュ形式の請求項記載に対する審査基準を明確にするため、マーカッシュ形式請求項の記載適合性可否判断を置換要素そのもの間の性質または機能が類似するかどうかで判断するのではなく、置換要素として個別置換された後の全体発明が共通性質または機能があるかどうかで判断するよう改正した。

2014年12月には外国語出願制度の導入及び出願日認定要件の緩和を骨子とする改正特許法の施行に合わせて、該当制度の細部運営基準を設けた。特に、外国語出願による誤訳訂正審査の手続き、新規事項の追加判断及び誤訳訂正事例を反映して新しく導入される外国語出願制度に対して正確な審査が行われるように支援した。

また、進歩性、記載不備に対する拒絶決定の際に意見提出機会を付与するかどうか

に対する基準を明確にし、合金審査基準の明細書記載要件を緩和し、最後補正・再審査の際に削除された請求項を直・間接的に引用する請求項に瑕疵がある場合は補正却下せず再び意見提出機会を与えるように審査基準を改正した。

ハ. 評価及びは発展方向

2014年2回にわたる特許・実用新案審査基準の改正で国民とコミュニケーションするポジティブ審査を規定化し、外国語出願制度及び出願日認定要件の緩和に対する細部基準を設けることで特許品質の向上と規制改善に貢献した。

特許審査パラダイムが国民とのコミュニケーション強化にシフトしたことで、企業など特許顧客の優秀な発明が強い特許として創出できる審査環境が整えられ、それによって特許顧客からの評価も高まりつつある。また、知的財産制度のグローバル化時代を迎え、特許・実用新案の審査基準も先進国レベルまで引き上げて支障なく国際協力時代に備えることができた。

今後も韓国の審査結果が外国でも認められるよう、特許・実用新案審査基準の一貫性を確保し、外部信頼度を高める一方、特許・実用新案の審査基準をグローバル水準に改善・補完する作業を持続的に展開していく予定である。

第3節 商標・デザイン分野

1. 商標法及び商標審査基準の改正推進

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 イ・ヒョンウォン

イ. 推進背景及び概要

商標法は1949年に制定されて以来、単発性の制度改正ニーズによる頻繁な部分改正によって枝条項が過剰に増え、特定位置に集中配置されたことで法律の複雑性が増し、論理的な一貫性の欠如によって国民の商標法に対する理解度が低下した。一方、登録主義という制度を悪用して不使用保存商標を増加させ、正当な権原のない者が商標を先取りして不当な権利行使をするなど商標権乱用行為が増加したため、それを補完する必要性があった。

そこで法律体系の整合性を高め、登録主義原則の下で使用主義要素を補完し、商標制度の悪用を防止するとともに、不合理な慣行を除去して出願人の利便性を向上させ、不必要な規制を緩和することで、公正かつ合理的な制度を構築するために取り組んできた。

ロ. 商標法一部改正の推進内容及び成果

商標ブローカーなど商標制度を悪用する事例が多数発生したため、全部改正の主要内容のうち一部を時宜性を反映して優先改正した。

商標法一部改正(2014年6月11日)の主な内容は以下のとおりである。

1) 商標の使用による識別力認定要件の緩和

現行の規定は商標の使用による識別認定基準の要件が高すぎるため他人の模倣行為

に対する適切な対応が不十分であり、インターネットなど情報通信産業の発達などによってすでに関連需要者や取引業者が商標所有者が誰なのか知りながらも、それを模倣する行為に対して積極的に対応できないようにするのは商標所有者には過酷な話であろう。したがって、改正案は元々自他商品の識別力のない商標であっても、長い間自分の商品表示として関連の取引先や一般需要者に認識されていれば、識別力を取得したものと見做し、商標登録を受けられるようにした。

2) 商標権侵害を根拠にした損害賠償請求権の新設

これまで民法の不法行為に期する損害賠償請求が可能であったものを商標法に損害賠償の宣言的な根拠条文を新設することで商標権者または専用使用権者は自分の商標権または専用使用権を故意または過失で侵害した者に対してその侵害によって自分が受けた損害の賠償が請求できるよう明示した。

3) 著名商標希釈化の懸念のある商標の登録禁止

営業上信用が化体されて著名になった商標を商標権者以外の者が他の商品に使用することで、商標の名声が損なわれるもしくは識別力が弱くなるのは商標権者の財産的利益の損失のみならず、需要者も出処の混同による損害を受け得るため、そのような商標の登録を拒絶できる根拠条項を設けた。

4) 信義誠実の原則に反する商標登録出願の拒絶規定の新設

他人と契約など特定関係にあった者がその特定な関係を原因として知った他人の商標を自分の商標として出願し、先取りするのを防止するため、その登録を拒絶できる根拠条項を新設した。

ハ. 商標法全部改正の推進内容及び成果

その他に商標法全部改正案の主要内容は以下のとおりである。

1) 同日に2以上の出願が競合した場合は、先使用者の出願を認定

同日に同一・類似する商品に2以上の商標登録出願があった場合、まずは協議によって出願人を決めるが、協議が成立しなかった場合は先使用者が先に登録を受けられるようにした。

2) 商標の定義・概念などの整備

概念上の重複や拡大可能性のない説明は削除し、標章の種類を例示的に列挙することで商標権の保護範囲を拡大させた。また、サービス標を商標に一元化することで商標の定義が簡潔でなく、商標として機能するすべてのものが商標として登録できるにも関わらず、それを限定的・列挙的に定義したものと誤解する余地があり、商標とサービス標の区分によって法体系が複雑であったため、サービス標を商標に一元化した。

3) 商標不登録事由の該当性に対する判断時点の変更

商標不登録事由に該当するか否かを商標登録出願時に判断すれば、瑕疵やすでに消滅した事由などによって商標登録が受けられない不合理な結果を招き、出願人は関連の事由が消滅されたとしても再び出願しなければならないなど、時間と費用の不経済が発生するため、悪意的な模倣商標に関する規定を除けば、商標登録の可否査定時に不登録事由に該当するか否かについて判断するように変更した。

4) 不使用取消審判制度の合理的な補完

不使用保存商標の累積により出願人の商標選択範囲が狭くなり、商標検索範囲の増加による負担が発生し、取消審判請求時の利害関係の有無に対する争いとそれに対する判断によって審理の遅滞するケースが度々発生した。また、不使用商標に対する移転交渉が提起されると、審判請求が行われることに備えて名目的な使用を通じた使用証拠を操作し、登録商標の取消を免れるなど、不公正な商標の使用行為が問題となっ

ている。権利として保護すべき実体がないにもかかわらず、登録という形式的な行為に対し民・刑事上の責任を認めていた不合理を除去するために、不使用取消審判の請求人適格を「何人」に拡大し、不使用取消審判請求日3ヵ月以内に使用した行為に対しては、取消を免ずるための「名目的使用として推定」し、不使用取消審決が確定すれば「その審判請求日に遡及」して権利が消滅するものと制度を改善した。

5) 商標共存同意制度の導入

現行は商標出願が先登録された商標と同一・類似して拒絶決定に対する意見が通知された場合、出願人が先登録商標権者からその登録に対する同意書をもって提出してもその出願は拒絶される。しかし、過剰な分離観察によって類似範囲を広く見るなど、市場状況を反映しない商標審査になる可能性があるという反省の下で、審査官から先登録・先出願商標と同一・類似であるという意見提出通知を受けた出願人が、その商標権者から登録に関する同意書をもって提出すれば、特別な事情がない限り登録できるように関連規定を設けた。

10) その他の改正事項

その他にも出願人の錯誤などによる誤記載が明白である場合、審査官が職権で出願を補正できるようにし、商標権消滅後1年間の出願禁止規定の削除、商品分類転換登録に係る条項の削除、指定商品別の権利範囲確認審判請求制度の導入、分かりやすい法令づくり勧告案の反映など、出願人の利便性向上と法律整合性のための改正案を設けた。

二. 商標審査基準の改正

商標法改正による商標審査基準の主要改正内容は以下のとおりである。

第一、著名商標の識別力や名声に損傷を与える可能性のある商標に対する審査基準を新設した。これは著名商標を希釈化する懸念のある商標に対しても拒絶できるよう

に商標法が改正され、2014年6月11日から施行されたことで具体的な判断基準を設けて反映したものである。

第二、信義誠実の原則に反する商標に対する審査基準を新設した。同業・雇用など契約関係や業務上の取引関係またはその他の関係を通じて他人が使用する、もしくは使用を準備中である商標であることを知りながらその商標を盗用して出願した場合、拒絶できるように商標法が改正され、2014年6月11日から施行されたことでそれに対する具体的な判断基準を設けて反映したものである。

第三、商標法第7条第1項第12号の不正な目的を持つ商標出願に対する判断基準を補完した。同条文を適用するためには引用商標が特定人の商品標示として認識されていなければならないが、不正な目的をもって出願した商標でなければならないが、審査過程においてそのような要件を満たすかどうかを判断することは容易ではなかった。そこで出願人が他人の商標という認識を持っていたかどうかと不正な期待利益があったかどうかを同時に考慮して判断できるようにした。即ち、出願人が他人の商標であることを知りながら出願し、それを通じて売上高の増加など便乗利益が期待されれば、特定人の商品を標示するものと認識されている商標を不正な目的をもって出願した商標と看做すようにした。

第四、性質標示の適用要件を明確にし、具体的な判断方法を提示した。商品の出処標示ではなく商品説明に見えたり、もしくは自由使用が必要な場合のみ性質標示として見るようにし、審査官が性質標示可否判断に困難を感じる場合が多いことを踏まえて、「標章の構造分析→辞典的な意味の把握→直感の強度分析→使用実態の把握→自由使用の必要性」などを段階別に分析して適用するよう判断方法を提示した。

第五、スローガンや標語などの識別力認定要件を緩和した。従来は一般的に使われるスローガンや標語などは識別力がないものと看做していたが、スローガンや標語などの形態で構成されたとしても一般的に使われなかったり、出処標示として認識される場合は識別力を認めるようにすることで、出願人に商標選択機会を拡大・提供した。

第六、公序良俗を害する懸念のある商標に対する適用要件を緩和した。公序良俗は時代の変化によって変わる相対的な概念であるため、取引現実及び時代状況に合わせて違反したかどうかを判断するように明示して出願人に商標選択機会を拡大・提供し、登録可能な商標が拒絶されることを防止した。

第七、他人の先登録または先出願商標との類似判断の際に、類似可否そのものではなく出処の誤認・混同可能性可否を基準に判断するよう明示した。商標の類似判断の目的は商品出処の誤認・混同可能性があるかどうかを判断して商標権者の信頼と消費者の利益を保護するものであるため、類似判断の根本趣旨を理解して審査できるようにすることで、誤認・混同を招かない商標が拒絶されることを防止した。

第八、業務標章の識別力の認定要件を緩和した。業務標章も一般商標の識別力要件をそのまま適用するようになっているが(商標法第2条)、公共団体や公益法人などで自分の法人名称と同一、もしくは実質的に同じ標章を法令や定款に記載された業務を指定業務として出願する場合、識別力を認定するようにした。これは公共団体や公益法人などが営為する業務は公共目的のための業務または非営利業務が大半であり、紛争が発生する 경우가少なく、業務標章は非営利業務を遂行する者だけが登録受けられるため、このような特性を考慮して一般需要者に広く知られている名称を業務標章としてより簡単に登録受けられるようにしたものである。

第九、優先権主張の認定要件を緩和した。各国制度上の差異によってやむを得ず商標を変更したり、商標の付記的な部分を削除しても最初出願国に出願した商標と同一性を認定させ、指定商品も各国の制度や取引実態などの差異によってやむを得ず変更する場合、最初出願国に出願した商品と同一性を認めさせることで出願人の便宜を図った。

第十、補正の認定範囲を拡大した。商標見本における記号・文字・図形などが鮮明でない場合、同一性が認められる範囲内で鮮明に補正したり、大きさを調整する場合は要旨変更でないことと看做し、立体・ホログラム・動作・その他視覚的商標において同一性が認められる範囲内で商標見本の一部を削除、変更、追加する場合も要旨変

更とは看做せないことで出願人が意図する標章をより簡単に登録受けられるようにした。

第十一、著名な他人の姓名などを含む商標に対する適用要件を緩和した。従来は著名な他人の姓名・名称、これらの略称などが商標として使われたり、商標に含まれた場合は拒絶していたが、著名性要件を緩和することで有名人の名前などと直感できる場合は拒絶可能にすることで、有名人の名前などに化体された財産権的な価値と人格権的な価値をより積極的に保護した。

第十二、非典型商標審査基準を新たに設けた。従来は非典型商標の審査基準が複数の条文に散在しており、商標類型及び標章、識別力、類似判断基準などが不明確であったため審査が難しかったが、改正基準では非典型商標の審査基準を独立パートとして構成し、簡単に探して審査に適用できるようにした。

その他にも権利能力及び行為能力、代理人、期間、書類の提出及び送達、書類の差戻し、手続きの補完及び補正、手続きの中断及び中止などを追加して総則を大幅補完し、商標法各条文別の趣旨を明示することで該当条文の趣旨を明確に理解した上で審査ができるようにした。また、立体商標、色彩だけでできた商標などの機能性判断基準を具体化し、出願書の商標類型別の記載事項及び審査要領を新設することで正確かつ合目的な商標審査が行われるようにした。

ホ．評価及び発展方向

商標法は知的財産権法制の一つであるが、創作性を保護する法ではなく、商標の混同による需要者及び営業者の不利益と市場競争を保護するための法制といえる。そこで今回の一部改正及び全部改正案では商標権が不公正競争行為の手段として使用されないように公正性の確保に重点を置き、不合理な制度を改善して国際的な標準に適合する商標制度を構築することで、韓国企業の営業活動における利便性を高めることに焦点を合わせた。

2. デザイン保護法及びデザイン審査基準改正の推進

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 行政事務官 イム・テワン

イ. 推進背景及び概要

21世紀感性の時代を迎え、グローバル一流企業は革新的なデザイン、創造的なブランドイメージなど差別化されたデザインで企業の競争力を高めている。

しかし、このようなデザインの重要性と比べ、現在の韓国のデザイン保護制度は1961年に「意匠法(現デザイン保護法)」を制定して以来、デザイン無審査制度の導入、複数デザイン制度の導入、部分デザイン制度の導入など一部制度の改善は行われたが、デザイン創作レベルを高め、デザイン創作者の権利を保護するなど、デザイン登録出願人のための制度改善には力不足であった。

そこで特許庁はデザイン団体、企業、学界及び弁理業界など多様な分野における意見と批判を受け入れ、デザイン創作性要件の強化と複数デザイン登録出願の向上を大幅に改善する一方、類似デザイン制度を廃止して関連デザイン制度を導入する内容を骨子とするデザイン保護法全部改正案を設け、2013年5月に公布して2014年7月1日から施行している。

また、デザイン分野の国際出願システムである「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」加盟に向けた法律を改正案に反映することで、一つの手続きで複数国に出願する効果を上げると同時に、登録後もデザイン権の一元的な管理が可能となり、国際出願方式における出願人の便宜を図った。

ロ. 推進内容及び成果

1) デザイン保護法の改正

イ) デザイン創作性要件の強化

従来の規定によれば、公知デザインの結合または国内で広く知られた周知の形状などから容易に創作できるデザインに対してのみその登録を拒絶していた。しかし、改正された法ではデザイン登録出願前に国内または国外でも広く知られた形状・模様・色彩またはこれらの結合によって簡単に創作できるデザインも創作性のないものと見做し、デザイン登録を受けられないようにした。

また、公知デザインの結合だけでなく、単独の公知または周知デザインから容易に創作したデザインに対してもデザイン登録を拒絶できるように規定することで、最高裁判所の判例(2008フ2800)と一貫性を維持することになった。

さらに周知の形状を国外まで拡大することで、外国の有名なデザインを模倣したデザインはその登録を排除することで、国内デザインの創作水準を高め、他人のデザインを模倣しない社会的雰囲気を作られるものと期待される。

ロ) 関連デザイン制度の導入

従来の類似デザイン制度は自分の先登録または先出願デザイン(基本デザイン)に対してのみ類似するデザインに対しては自分の先行デザインによる新規性違反及び先出願主義の違反でデザイン登録を拒絶せず、登録をしてあげる制度である。

しかし、類似デザイン権としてデザイン登録を受ける場合、基本デザインと同じ審査を受けて設定登録料を納付するにも関わらず、その権利範囲が基本デザイン権に合体され独自の権利範囲がなく、類似デザイン権として登録する意味が失われたという批判があった。

そこで今回改定された法では類似デザイン制度を廃止し、基本デザインと類似した関連デザインに独自の権利範囲と存続期間を付与する関連デザイン制度を導入することで、デザイン権の保護が一層強化されるものと見られる。

ハ)複数デザイン登録出願制度の改善

従来の複数デザイン登録出願はデザイン無審査物品に限り20個以内のデザインを1デザイン登録出願でき、秘密デザイン請求、補正却下、出願公開、デザイン登録決定及び拒絶決定をする場合、複数デザイン登録出願されたデザイン全体に対して請求や審査を行わなければならない不便が存在した。

そこで改正法は審査・無審査(改正法は「無審査」を「一部審査」に変更)物品の可否を問わず、同じ物品類(デザイン保護法施行規則別表第4号)に属する物品に対しては100個まで出願可能とし、複数デザイン登録出願されたデザインの一部に対しても、秘密デザイン請求、補正却下、出願公開、デザイン登録決定及び拒絶決定ができるように改善することで、出願人の利便性を高めると見られる。

二)ハーグ協定に伴う国際出願手続きの導入

国内出願人が一つの出願書に登録受けようとする複数の国を指定して直接または締約当事者官庁を通じてWIPOにそれを提出すれば、指定した全ての国に出願する効果が発生する国際デザイン出願制度を導入することで、韓国国民が海外でデザイン権を簡単かつ便利に取得できるようにした。

また、外国の出願人が韓国を指定国と国際デザイン登録出願をする場合は、原則的に国内で出願するものと同じ効果が発生するものとして審査と関連した全ての規定を適用するものの、協定と相異なる一部分に対しては、別途の特例規定を設けて国際出願に対する審査・登録の手続きを明確にした。

ホ)その他の改正内容

デザイン創作性要件の強化、関連デザイン制度の導入、複数デザイン登録出願制度の改善の他にも、拡大された先出願適用の自己出願例外、デザイン権の存続期間延長、

新規性喪失例外主張手続きの改善、職権補正制度の導入、手数料還付対象の整備、再審査請求事由及び補正機会の拡大、デザイン登録出願手続き上の補完制度の導入、デザイン無審査用語の変更、民法改正事項の反映及び分かりやすい法令づくりの整備基準による法令整備が行われた。

＜表V-2-4＞2014年デザイン保護法改正前後の権利範囲の比較

区分	現行	改正
複数デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・無審査品目 ・最大20個まで認定 ・全体登録/全体拒絶 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査/無審査品目全て可能 ・最大100個まで可能 ・一部登録/一部拒絶
拡大された先出願	<ul style="list-style-type: none"> ・本人出願も適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人出願は除外
存続期間	<ul style="list-style-type: none"> ・設定登録日から15年 	<ul style="list-style-type: none"> ・設定登録日から出願日後20年
職権補正	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・明白な誤記である場合、審査官が職権で補正可能
新規性喪失例外	<ul style="list-style-type: none"> ・出願時主張&出願日後30日以内に証明書類を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査官が拒絶理由を通知したり、第三者の異議申出や無効審判請求がある場合、意見書(答弁書)などで主張
類似デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の権利範囲は認められない(判例) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連デザイン制度に変更-独自権利範囲の認定
再審査請求事由	<ul style="list-style-type: none"> ・図面の補正に対してのみ再審査請求が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・補正事項全部に対し、再審査請求可能
デザイン無審査	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン無審査登録出願 	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン一部審査登録出願

2) デザイン審査基準の改正

デザイン分野では2014年7月1日から施行されるデザイン保護制度の解釈基準を明確にするため、デザイン審査基準全部改正を完了した。デザイン創作性要件に対する判断基準を補完し、ハーグ協定による国際デザイン登録出願に対する特例基準を設け、

ポジティブ審査のための不合理な審査慣行の改善事項などが盛り込まれた。

ハ. 評価及び発展方向

デザイン保護法改正は2010年7月デザイン制度改善法案及び2011年9月のハーグ協定に伴う国際出願導入などの一部改正法律案が国会に提出されたが、2012年5月第18代国会任期満了によって自動廃棄となった。

そこで特許庁は2012年6月にこれまで国会に提出された法律案とともに、デザイン無審査用語の変更、分かりやすい法令づくりなどの追加的な改正要因を反映して、これまで単発的な部分改正によって発生した全体条文202個に対する枝条文113個という問題を解消し、法律の条文体系に合わせてデザイン保護法全部改正(案)を設け、2012年9月に立法予告と公聴会などを経て、2013年1月国会提出の後、同年5月に公布した。

しかし、2010年国会に提出した法案のうち、デザイン保護対象及びデザイン保護範囲の拡大は、デザイン成立要件である物品性要件の欠如及び著作権との重複保護など、国民のデザイン自由実施の利益を侵害する可能性があるということで、立法予告及び公聴会を通じて大韓弁理士会、デザイン企業協会、文化観光体育部などが反対意見を提出したため、全部改正案に反映できなかった。

今回のデザイン保護法全部改正を通じてデザイン創作性要件が強化され、より質の高いデザイン権が登録されることで産業発展に貢献できるものと判断される。また、関連デザイン登録及び存続期間の延長などを通じてデザイン権がより固く保護されるものと予想される一方、韓国企業の優秀デザインが海外において簡単かつ迅速にデザイン権を確保するためのデザイン国際出願制度を導入したことでデザインの競争力が一層強化されるものと期待している。

第4節 審判分野

1. 顧客オーダーメイド型審判制度の施行

特許審判院 審判政策課 工業事務官 ユ・チョルボン

イ. 推進背景及び概要

合理的な審判処理計画の樹立、審判官の自助努力を通じた審判処理目標の超過達成、院長主宰の審決文読会及び審判品質評価委員会の開催を通じた審判品質向上活動、口述審理争点審問書、審決文電子送達制度、動画遠隔口述審理システムの導入を通じた審判制度・システムの改善、審判争点深層研究T/F、審判長会議などを通じた審判便覧(第11版)の改正、特許審判研究(第1集)の発刊と2011～2013年最高裁判所判例分析集の発刊を通じた審判インフラの構築など多様な努力を通じて2010年9.9ヵ月であった審判処理期間が2012年9.0ヵ月、2013年8.5ヵ月、2014年7.9ヵ月と持続的に短縮された。

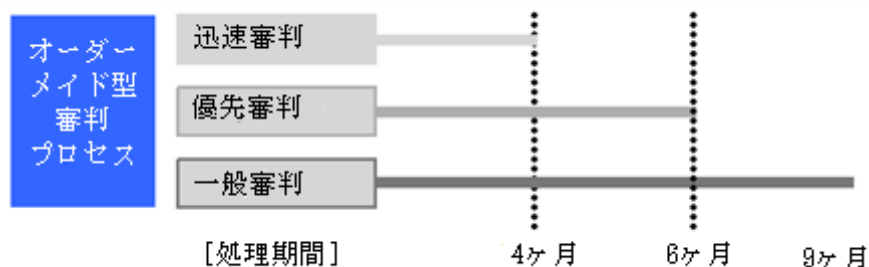
一方、2012年1月最高裁判所全員合意体は「侵害訴訟を担当する裁判所も特許無効確定前の進歩性判断を通じて、その侵害可否の判断ができる」と判決(2012.1.19.宣告最高裁判所2010ハ95390判決)したことで、訴訟とともに進行中である無効審判又は権利範囲確認審判の処理が遅延される場合、裁判所が審判結果を待たずに判決できる余地が大きく拡大された状況であるが、最近当事者系審判事件の場合、審判処理期間が2012年6.8ヵ月、2013年6.3ヵ月、2014年6.5ヵ月と一般民事裁判所の法廷処理期間である5ヵ月より依然として高い水準であり、一般民事裁判所に侵害禁止仮処分を申請した場合3～4ヵ月以内に処理される点を踏まえると、画一的な審判処理期間の管理だけでは多様な審判当事者からの要求に応じるには限界があるため、特許審判院は「顧客オーダーメイド型の審判処理制度」を設けて施行している。

ロ. 推進内容及び成果

特許審判院は特許紛争を効率的に処理するため、迅速に処理すべき審判事件に対する審判手続きを3トラック（迅速審判、優先審判、一般審判）として設計して管理している。

迅速審判は裁判所で侵害訴訟が係累中の権利範囲確認審判または無効審判事件と両当事者が迅速審判の同意書を提出した事件及びグリーン技術と直接関連した特許出願のうち超高速審査による拒絶決定に対する不服審判事件を対象にしている。迅速審判の手続き進行は答弁書提出期間満了日から1ヵ月以内に口述審理を開催し、口述審理の開催日から2ヵ月以内に審決することを標準手続きとして設定し、審判請求日から4ヵ月内に当事者が審決文を受け取ることができるようになる。そして、既存の優先審判事件と一般審判事件に対しては、其々処理期間6ヵ月と9ヵ月を基準に審判手続きを進めることになる。

<図V-2-3> オーダーメイド型審判プロセスの概要



迅速審判は裁判所で侵害訴訟が係累中の権利範囲確認審判または無効審判事件と両当事者が迅速審判の同意書を提出した事件及びグリーン技術と直接関連した特許出願のうち超高速審査による拒絶決定に対する不服審判事件を対象にしている。迅速審判の手続き進行は答弁書提出期間満了日から1ヵ月以内に口述審理を開催し、口述審理の開催日から2ヵ月以内に審決することを標準手続きとして設定し、審判請求日から4ヵ月内に当事者が審決文を受け取ることができるようになる。そして、既存の優先審判事件と一般審判事件に対しては、其々処理期間6ヵ月と9ヵ月を基準に審判手続きを進めることになる。

＜表V-2-5＞2014年迅速・優先・一般審判の審決件数

2014年審決	特許・実用新案	商標・デザイン	全体
迅速審判	79	14	93
優先審判	678	325	1,003
一般審判	4,682	3,771	8,453
合計	5,439	4,110	9,549

ハ．評価及び発展方向

以上のように特許審判院は迅速審判、優先審判、一般審判の3トラック顧客オーダーメイド型審判処理制度を充実に推進することで、特許紛争中の当事者に迅速な結果を提供するという点で高く評価できる。

しかし、審判官の業務負担が依然と高く、顧客の要求を全て受け入れることは難しい状況の中で、審判請求が増加する場合は審判処理期間が延びる可能性があり、侵害訴訟裁判所が特許の有効性について直接判断を下す可能性もあることを踏まえると、今後もう少し補完する必要がある。

審判結果が裁判所及び貿易委員会など他の行政機関において十分活用されるよう、審判制度や運営上の改善点を発掘して整備すると同時に、関連機関との有機的な協力体系の構築も並行しなければならない。

2. 韓・中・日の審判分野交流協力基盤の強化

特許審判院 審判政策課 行政事務官 キム・ヨンヒョク

イ．推進背景及び概要

北東アジア地域がグローバル経済の中心として浮上し、知的財産権分野における協力の必要性に対する認識が高まっている。同時に、全世界において知的財産権紛争の

予防と効率的な解決策が講じられている。

特許審判院は中国・日本などに韓国企業の進出が活発で、知的財産権紛争が予想される国だけでなく、グローバル経済体制の主要国との審判分野における協力関係を持続的に発展させていくことで、韓国企業が現地における知的財産権紛争の予防及び迅速・正確な紛争解決で保護を受けられる環境作りに取り組んでいる。

審判分野の国際協力はこれまで審査分野に比べて相対的に後れて始まったが、韓・中・日3国が参加した審判専門家会合の開催、審判官交流プログラム及び審判分野比較研究の施行など、様々な取り組みを通じて業務協力に向けた基盤を整えている。

ロ. 推進内容及び成果

2010年韓・日特許庁長官会合にて両国間で審判専門家会合を開催することに合意したことで、2010年から毎年韓・日審判専門家会合を開催している。この会合を通して韓・日両国は各国の審判制度に対する情報交換とともに相互理解を増進させ、両国審判制度の違いと長・短点を分析することで審判制度を更に発展させるために取り組んでいる。

日本との両国会談の他にも2012年韓・中・日特許長官会合を通じて韓国特許庁は特許紛争の予防及び効率的な紛争解決に向けた3国審判官専門家会合体の新設を提案し、それを受けて2013年8月日本で第1回及び2014年9月韓国で第2回韓・中・日審判専門家会合を開催するなど3国間審判分野の協力に向けた基盤を構築した。

2013年日本で開かれた第4回韓・日審判専門家会合では、韓・日審査官交流プログラムを実施することに合意し、同年11月に日本の審判官が韓国特許庁を訪問して口述審理の傍聴及び関連案件について討論を行った。2014年11月には韓国特許庁の審判専門家の日本審判院訪問を通じて口述審理の参観、韓・日審判制度の比較・討議などを行った。2015年には審判官交流プログラムを中国まで拡大し、韓・中・日審判分野比較研究を持続的に発展させるなど、北東アジアにおける協力に更に拍車をかける予定

である。

また、特許審判院は2012年韓・中特許/商標庁庁官会合の時に、両国審判院長会合の開催に合意し、2013年3月北京で韓・中特許審判院間の会合を通じてハイレベル会合の定例化、審判官交流、審判情報の交換などを骨子とするMOUを締結するなど、中国との二国間協力の強化に向けて積極的に取り組んでいる。

2013年10月には特許裁判所及び米連邦巡回控訴裁判所と「2013年韓・米知財訴訟コンファレンス」を共同開催し、知的財産権分科セミナー、韓米特許庁長官懇談会、模擬裁判など、知的財産権関連の多様なプログラムに参加するなど、対外及び海外の知的財産権機関との協力を強化した。

ハ．評価及び発展方向

韓・日審判専門家会合及び韓・日審判官交流事業の実施により、韓・日両国審判院の定期的な交流の機会が設けられ、米・日より先に韓・中特許審判院間の審判協力に向けたMOUの締結で、韓・中間の実質的な協力が可能となった。

特許審判院は今後も韓・中・日審判専門家会及び審判官交流事業などに積極的に参加し、多様な新規事業を発掘することで、韓・中・日のみならず米国、EU及びその他アジア国家とも二国間及び多国間で充実した協力関係を構築していく計画である。

第5節 弁理士法の改正及び損害賠償制度の改善推進

1. 弁理士法改正の推進

産業財産政策局 産業財産人力課 行政事務官 チョン・ヒギョン

イ. 推進背景及び概要

国際特許紛争が特許と無関係である一般人の間でも話題になるほど、知的財産は国家の競争力を左右する未来の国家資産として注目を集めている。このように知的財産紛争が激化する時代環境に対応するため、弁理士の専門性強化に対する要求もより強くなっているが、これまで弁理士法は部分的な改正に止まり、1961年制定以来全面的な改正は一度も行われなかったため、時代の流れや法体系に合わなく、法解釈に対する苦情が多く寄せられるくらい曖昧な規定が多かった。

また、弁理士法が弁護士法に比べて弁理士としての公共性や職業的義務に対する規定が極めて不十分であるという指摘が持続的に提起されたため、弁理士法全部改正を通じて弁理士の公益的な役割と職業義務を具体化することが求められた。

2. 主要内容及び成果

イ. 推進経過

弁理士法全部改正に向けて2012年11月学会、産業界、弁理士会、法曹界委員で「弁理士制度改善委員会」を構成し、2013年4月まで月1回の全体会議及び月1回の2つ分科委員会など計16回の会議を開催した。制度改善委員会の意見を取り入れて弁理士法全部改正案の草案を作成し、公聴会・関係機関意見問い合わせなどを経て2013年9月立法予告を行った。

しかし、弁理士法主要改正内容の一つであるロースクールで知的財産権教育を受け

(知的財産権教育を受けなかった場合、弁理士試験特別選考を通過しなければならない)、知的財産権の専門研修を履修した弁護士に弁理士の資格を与える改正案に対して法務部・国務調整室など関係省庁の異見が生じたため、それを調整する必要があった。

そこで法務部などとの協議を経て、弁理士資格制度を修正してロースクールで知的財産権教育を受けたかもしくは知的財産権専門研修を履修した弁護士に弁理士資格を付与するものとし、再び立法予告及び関係省庁の意見調整の過程を経た。現在大韓弁護士協会・大韓弁理士会など関係機関が改正案に対して反対しているため、追加的な意見取り集め及び調整過程が求められる。

ロ. 改正の趣旨

グローバル特許戦争の激化、法律市場の開放など急変している時代環境に対応するためには、弁理士の専門性強化が求められている。これまで司法試験に合格すれば知的財産権関連教育を受けたこともなく、大学で理工系学科を専門としているわけでもない弁護士たちが登録さえすれば弁理士になれたため、大多数の弁護士が実際特許関連訴訟において専門性に欠けていたことは事実である。特に、ロースクール制度の導入によって1年に1,500人余りの新規弁護士が誕生したにも関わらず、実際弁護士試験で知財権を選択する、もしくはロースクール在学中に知財権教育を受ける者は10%程度に過ぎない。従って、弁護士も基本的な法的素養の他に知財権能力を備えてこそ弁理士資格を与える方式に法を改正する必要がある。

同時に、弁理士の公益活動を義務付けるとともに弁理士登録業務を弁理士会に移管して弁理士たちの自治権を拡大し、弁理士の権利・義務及び罰則を強化することで弁理士の公共性を強化する方向の弁理士法改正を目指した。

このような内容を盛り込んでこれまで法律体系上不十分な部分や不必要な条項を削除し、章を区分することで弁理士法の目的及び弁理士の使命を新たに規定した。

ハ. 主要改正(案)の内容

1) 弁理士資格要件の強化

弁理サービスは益々より分野別に高度化・専門化しており、2009年から法学専門大学院制度が導入され、1年1,500人余りの弁護士が誕生している。このような時代変化に歩調を合わせるため、弁護士も弁理士業務を行うためには知的財産権関連能力を備える必要がある。従って、従来は「弁護士資格を持つ者」は登録さえすれば弁理士になれたが、改正案ではロースクールなどで一定単位以上の知的財産権科目を履修するか、もしくは弁護士試験で知的財産権法を選択して合格した場合弁理士資格を与えることにした。但し、ロースクールで知的財産権単位を履修しなかった弁護士は大統領令が定める特別研修を履修した後に弁理士資格が与えられる。

2) 弁理士資格の欠格事由の整備

従来の弁理士法は国民の財産権を取り扱う弁理士資格に対する欠格事由が弁護士法など他資格司法に比べて不十分な部分があった。今回の改正案では禁固以上の実刑を宣告され執行が終わったり、免除された者の欠格期間を現行3年から5年まで増やし、禁固以上の刑の執行猶予を宣告受けた者の欠格期間を現行の「猶予期間中」から「猶予期間が終了した日から2年」に延長し、禁固以上の刑の宣告猶予を宣告受けてその猶予期間中である者を欠格事由として新設した。弾劾または懲戒処分によって罷免または解任された場合、現行2年から罷免は5年、解任は3年に其々欠格期間を増やし、弁理士法による懲戒処分登録が取り消されたり、弁護士法によって除名された者の欠格期間を現行2年から弁護士法と同じ5年に延長した。

3) 弁理士試験免除の対象拡大

特許庁経歴者に対してのみ認めていた試験一部免除を企業実務者などに拡大し、有能な人材を弁理サービス市場に流入させ、理工系科目の一定単位以上を履修した者に対しては理工系基礎知識があると認め、一部科目を免除させるよう改正案に反映した。

具体的に試験一部免除の要件は特許事務所や特許法人及び企業・大学・研究所などで10年以上知的財産権関連業務を専担した者に対して第1次試験科目の一部(産業財産権法)を免除し、理工系科目の一定単位以上の履修者に対しては第1次試験科目の一部(自然科学概論)を免除する。

これを通じて実務経験が豊富な人材の弁理士資格取得の機会を拡大することで弁理サービスの品質を高め、理工系専攻者たちの弁理士への流入を拡大することで技術専門性を高めると同時に受験生の負担を減らせるものと期待している。

4) 弁理士自治権の拡大

大韓弁理士会の法定団体としてのプレゼンス及び公共性を強化するため、弁理士登録業務を大韓弁理士会の固有業務に移管し、登録された弁理士を弁理士会の会員とすることで登録と弁理士会への加入を一元化した。また、弁理士登録拒否及び取消に関する事項を審査するために大韓弁理士会に登録審査委員会を設置し、登録が拒否されたり、取り消された場合は3カ月内に特許長官に異議申出できるようにすることで手続きの公正性と安定性を確保した。

5) 弁理士業務領域の明確化

知的財産権市場が通常の産業財産権から半導体配置設計、貿易、通関などに範囲が徐々に拡大しており、消費者の代理権を保障するため、弁理士の業務範囲を新しく明確に規定する必要がある。

したがって、弁理士の固有業務として特許庁または裁判所に対する産業財産関連事項の代理、外国行政庁などに対する産業財産と関連して国内で行われる業務及び特許など知的財産関連事項に対する鑑定を規定し、当事者の委任または国家などの委嘱によって大統領令で定めるものによる事務を弁理士が遂行できるよう規定した。

6) 弁理士の権利・義務の強化

イ) 秘密維持義務及び秘密保護特権の新設

知的財産権は保安が必須であるため、依頼人の信頼を守るため弁理士とその事務職員または過去に弁理士もしくは事務職員であった者は職務上知り得た秘密の漏洩及び盗用を禁止し、弁理士は依頼人から提供を受けた情報のうち秘密として取り扱うことを要請された情報及び文書などに対する陳述・公開を拒絶する特権を与えた。一方、盗用及び漏洩の罪を犯した場合、「5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金」を賦課した。

ロ) 兼職制限規定の新設

弁理士が知的財産関連業務外の業を兼職する場合、弁理士本然の業務に充実できず依頼人に損害を与える懸念があるため、弁理士が国会議員や地方議会議員または常時勤務が不要な公務員になる、もしくは公共機関が委嘱した業務を行う場合を除いた報酬を受ける公務員になれず、知的財産関連業務を除けば営利を目的とする業務の経営人や使用人になることを禁止した。

ハ) 帳簿の作成・保管義務の新設

弁理士が依頼人から受任した事件に対する内訳を作成・保管させることで弁理士の事件主任関連情報をより透明にする必要がある。そこで弁理士が受任に関する帳簿を作成・保管することを義務付け、帳簿の種類・様式、保管方法、保存期間など具体的な事項は大統領令で定めた。この義務を違反する場合、500万ウォンの科料を賦課する義務履行担保装置を設けることで、公正な弁理士業務環境が整えられるものと期待している。

二) 弁理士の公益活動義務の新設

弁理士の職業的な属性上、知的財産権関連の唯一な専門資格として倫理性と公共性を無視できず、公益的な役割に対する国民からの要求が高まりつつある。

そこで弁理士を年間一定時間以上の知的財産分野に関する公益活動に従事させるものの、公益活動の具体的な範囲と方法は大韓弁理士会が自律的に定めるようにした。

ホ) 嘱託業務遂行規定の新設

弁理士の業務に特許・実用新案・デザインまたは商標などに関する事項に対する鑑定が含まれているため、行政庁、裁判所などで上記の事項を弁理士会に諮問または業務委嘱できる根拠を整えた。また、弁理士会はこのような行政機関の委嘱または諮問に応じる場合、その業務を弁理士会の会員に行わせるように規定した。

7) 罰則及び料金の強化

国会「法定刑整備委員会」の立案基準は懲役1年刑は罰金1千万ウォン水準で法定刑を統一するようになっている。この基準によって弁理士法罰則規定の懲役刑と罰金刑間の不均衡を解消するため、弁理士でない人が弁理士業務を行った場合は罰則を「5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金」に調整し、秘密保持義務を違反した場合は罰則を「5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金」に調整した。名義貸出禁止及び流職行為禁止義務を違反する時は5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金で、係争権利の譲受禁止義務を違反する時は3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に調整した。

また、非弁理士提携禁止を違反した場合、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処する罰則を新設し、弁理士の他にその相手にも同じ罰則を賦課した。また、弁理士資格を持つ人が登録せず業務を行う場合、現行の「500万ウォン以下の罰金」から「2年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金」に上方修正し、帳簿の作成・保管義務を違反する時は「500万ウォン以下の料金を賦課する条項を新設した。

8)特許法人設立要件の緩和

現行法は特許法人の最小構成員要件を5名以上と定めているが、弁護士・公認会計士・税務士など他資格士の事例と比較して多少規制が強い側面があり、現実的に5名の構成員要件を満たせず法人登録が取り消されるケースが発生している。したがって、特許法人最小構成員の要件を他法と類似する水準である3名に緩和して規定した。

3. 評価及び発展方向

50年余りぶりに初めて弁理士法を全面的に改正する過程が順調であったとは言えない。改正案を設けるため2012年11月から翌年4月まで計16回の「弁理士制度改善委員会」を運営し、委員会で多様な利害関係によって数回も修正された草案を用意し、法務部、国務調整室など関係省庁及び大韓弁護士協会、大韓弁理士会など関係団体と至難な協議過程を経てまた修正を重ねた。

特に、弁理士法第3条の資格制度と関連し、弁護士と弁理士の尖鋭な立場の違いを狭めるため、法務部など関係省庁と異見調整会議などを経て最終合意案を作成し、再び立法予告した。

このように厳しい過程を経ても弁理士法全部改正を政府レベルで引き続き推進する意味を考えてみる必要がある。誰もが改正の必要性には共感するものの、実際に多様な利害関係が反映される法条文を簡単に変えられないのは当然のことである。但し、大きな方向性で弁理士制度が時代の流れに遅れず、新しい時代に新しい専門性と公共性を備えた弁理士を排出できる体系を整えなければならない。そのスタートが今回の弁理士法全部改正になるものと期待している。

4. 損害賠償制度の改善推進

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ミオク

イ. 推進背景及び概要

韓国は特許侵害に対する損害賠償額が先進国に比べて非常に少なく、侵害立証も困難であるため、特許侵害を助長する可能性があるという指摘が多い。実際韓国の特許侵害訴訟において認められた損害賠償額は約 5,900 万ウォン(2009 年～2013 年)で、GDP を考慮しても米国の 49 億ウォン(2007 年～2012 年)の 1/6 水準に過ぎず、損害賠償額の算定が難しく、弁論全体の趣旨などを考慮して裁判所が職権で算定する事例も全体判決の約 60%(2009 年～2013 年判決分析)に達している。このような環境下で企業が技術開発を通じて合理的な利潤活動を追及することは期待できない。そこで特許庁は損害賠償額の適正化及び特許権者の立証負担緩和を目的に特許法改正案を設けるため、2013 年下半期から多角的な検討を推進した。

ロ. 推進内容及び成果

具体的には学会、法曹界、産業界など知財権専門化などで構成された「知財権損害賠償制度改善委員会」を運営し、具体的な改正事項を発掘・検討した。18 名の委員で構成された本委員会は 2014 年 2 月から 5 月まで計 7 回開催され、毎回特許法改正のための争点事項を外国の立法例や制度などの比較分析と実務経験などを基に検討する作業を進め、議論の結果を土台に改正草案を設けた。

一方、これと並行して最近 5 年間特許侵害訴訟と関連する民・刑事判決を分析する作業を通じて特許侵害訴訟で認定される損害賠償額の水準及び引用率、適用法条、紛争形態、起訴率など多様な実証的な論拠を設けることにも取り組んだ。分析結果を見ると、上述したように損害賠償額の認定水準が先進国より極めて少ないという問題点のみならず、実施料賠償における認定実施料率も米国や日本より極めて少なく、正当な賠償が行われているとは言えないことが確認できた。

<表 V-2-6> 主要国の認定実施料率の比較

国家	逸失利益	実施料	職権	その他	認定実施料率
韓国	53.3%	13.4%	28.3%	5%	3%

日本	52.7%	35.2%	0%	12%	4.2%
米国	35%	81%	-		13.1%

出処：韓南大学産学協力団、「損害賠償制度の改善に向けた特許侵害訴訟判決の動向分析」

また、特許権侵害に対する刑事処罰の規定も起訴率が約 5.1%に止まるなど極めて低く、特許権侵害に対する事前抑制的な機能が正常に作動しているとは言えない。

＜表V-2-7＞特許権侵害に対する刑事処罰の状況

区分	特許法違反*	知的財産権法違反**	一般刑事犯罪
起訴率	5.1% (2006～2012)	14.7% (2006～2012)	40.6% (2012)
有罪率	46.3%	-	91.2% (2010)、 80.6% (2011)

出処：チョン・チンウク、「特許侵害刑事訴訟判決動向報告」

*特許法違反：特許侵害罪のみならず秘密漏洩罪、偽証罪、虚偽表示の罪、詐偽行為の罪などを含む

**知的財産権法違反：特許法(実用新案法を含む)、商標法、デザイン保護法、不正競争防止法及び著作権法違反を意味する。

特許権の悪意的な侵害を防止するための増額賠償は実際発生した損害として認定された金額を超過する範囲内で賠償責任の拡大を図るものであるため、制度の関連当事者として企業の意見を聞くことが必須であると評価され、企業を対象にしたアンケート調査を推進した(2014年7～9月)。アンケート調査の結果によれば、回答企業の約67%は増額賠償導入に賛成し、反対した企業は6%に過ぎなかった。特に、制度を認知している企業の中でも賛成する企業が反対する企業より多かったという点で、韓国企業は特許権侵害に対する強力な事前抑制策が必要であると認識していることが分かった。

＜表V-2-8＞増額賠償導入可否に対する企業向けアンケート調査の結果

	区分	賛成	反対	関係ない	知らない
中堅・ 大企業 (32)	制度認知 (12)	9 (75%)	3 (25%)	-	-
	制度不認知 (20)	12 (86%)	2 (14%)	3	3
中小ベンチ ャー企業 (123)	制度認知 (8)	7 (88%)	1 (12%)	-	-
	制度不認知 (115)	76 (96%)	3 (4%)	11	25

出処：特許庁、「増額賠償導入可否に対する企業向けアンケート調査」、2014.9

同時に、特許権侵害訴訟担当経験の多い前職裁判官などを含め、関連専門家などを個別面談する方式で損害賠償制度の改善方向に対する意見も収集した。実務経験の豊富な専門家たちは口を揃えて裁判上証拠提出が正しく先行されてこそ損害賠償額も適正化できると指摘した。一方、増額賠償に対しては意見が分かれて必要性は認めるものの韓国の司法環境において実際導入は容易ではないという見解もあった。しかし、既に増額賠償制度を導入した他の法律でも民法に対する特別法として導入されるべきである現実的な必要性が認められて新設されたように、特許事件でも上記のような関連判決分析結果の導入当為性が認められると言える。

以上のような推進結果に対する綿密な検討を経て2014年11月損害賠償制度の改善に向けた特許法改正案を設け、2014年12月には国家知識財産委員会で「特許侵害損害賠償制度改善方策」を案件として上程し、特許法の改正方向に対する国民のコンセンサスを得た。

「特許侵害損害賠償制度の改善方策」に含まれた主要改正事項は正当な損害賠償体系の構築、特許権の悪意的侵害の抑制、特許権者の立証負担緩和及び裁判上営業秘密の流出防止に大きく分けられる。

正当な損害賠償体系の構築に向けた具体的な改正事項は実施料賠償の適正化、軽過失侵害者に対する損害賠償額減軽規定の削除及び損害額算定のための計算鑑定人制度の新設である。特許権侵害に対する損害賠償額が少なく、侵害立証が困難であるために特許権侵害を助長する可能性があるという指摘は既に前述した。このような理由で他人の特許権を侵害するという事実を知らずながら不法行為を犯す事例が多いということが、直接事例を経験している産業界と訴訟実務担当者たちの衆論である。したがって、悪意的な特許権侵害を予防するため、賠償責任を実損害を超過して負担させた。

次に、特許権者の立証負担を緩和するため、被告に自分の実施行為の具体的な態様を提示する義務を新設し、証拠提出命令の対象を拡大し、証拠提出命令の拒否事由を最小化するとともに、命令に応じない場合は制裁できる規定を新設することで効果的な立証が可能になるよう改善を図った。

一方、このような証拠提出命令の強化を通じて不当に営業秘密が流出する事例が発生しないように秘密審理手続きと営業秘密資料に対する閲覧制限制度を新設する一方、秘密維持命令の対象を拡大した。

2015年2月には特許庁における議論の結果を盛り込んだ特許法改正案が国会の「大韓民国特許(IP)ハープ国家推進委員会」を通じて議員発議された状態である。

ハ. 評価及び発展方向

以上のような改正事項が盛り込まれた特許法改正案が国会を通過して施行される場合、今後特許権侵害に対する正当な賠償体系の確立を通じて特許制度の実効性が高まり、健全な知的財産生態系作りに大きく貢献するものと期待している。

第3章 知的財産情報の拡充及び情報サービスのレベル向上

第1節 概観

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

創造経済の実現及び政府3.0課題の成功のためには公共情報の民間開放・共有の拡大が重要視されており、韓国特許庁もそれに応じて知的財産情報の民間開放・共有拡大を通じた国内知的財産情報の国内外活用の活性化を図るために持続的に力を入れている。特に、知的財産情報の開放・共有拡大に向けて「特許情報DBの構築」と「知的財産情報サービスのレベル向上」を重点的に推進している。

韓国特許庁は全世界特許出願件数の約80%を占めるIP5の一員として、出願量だけでなく特許審査の品質向上にも努力を重ねている。そのため「審査支援の再創造」を宣言し、特許審査官に品質の高い多様な特許・非特許情報を提供するために努力しており、R&D研究人材、個人発明家などの出願前の先行技術調査及びIP戦略の樹立支援などのために国民に対する検索サービスの拡大・提供も推進している。

国際協力の強化を通じて米国、日本などIP5国の特許情報だけでなく、ロシア、ベトナムなど新興国の特許情報の入手及びDB構築を推進しており、論文、標準技術文書、アイデア公募展の受賞作など多様な非特許文献のDBも持続的に拡充している。また、非特許文献の特許審査活用のために2013年には審査官のための非特許統合検索システム(N-PIS)を構築し、2014年サービスを開始して審査品質の向上に寄与する予定である。2013年に新規構築した標準技術文書DBは特許情報ネットKIPRISを通じて民間にも開放を推進中である。

海外特許情報のDB構築だけでなく、国内特許情報の国内外での活用強化のためにインターネット特許公報を発刊し、審査官及び国民向け検索システムを通じて海外特許情報と統合検索を提供しており、海外で韓国特許を迅速かつ正確に活用できるよう、韓国特許英文抄録を発刊して海外に普及している。

DB構築とともに一般国民のためにモバイル検索サービス及び海外特許検索サービスの拡大、知的財産統合検索の支援などを通じて特許情報オンライン検索サービス活用の活性化にも力を傾けている。

韓国特許庁は多様な特許ユーザーからのニーズに対する分析と受入れを通じて、今後より高品質で便利な特許情報サービスを提供し続ける計画であり、韓国特許情報の海外における保護強化のためにも努める計画である。

第2節 特許情報DBの構築

1. 知的財産権データの拡充及び管理・活用

情報顧客支援局 情報活用チーム 行政事務官 ヤン・キソン

イ. 検索DBの持続的な拡充

1) 推進背景及び概要

韓国特許庁は国民と審査官が先行技術検索のために活用できるよう1999年から国内及び海外の知的財産権検索DBを構築している。現在米国特許商標庁などIP5国家(韓国、米国、ヨーロッパ、日本、中国)を含めて海外46カ国から知的財産権データを入手しており、その中で米国、ヨーロッパ、日本など主要知的財産先進国の特許技術データを検索DBに搭載して検索に活用している。2014年12月末基準で検索DBに搭載された国内及び海外知的財産権データは27,120万件に達しているが、これは前年比3,424万件が増加したもので、毎年1,000万件以上の増加傾向にある。現在審査官の利用率を基準にしてみると、日本、米国、ヨーロッパのデータ利用率が高い。

2008年には韓国特許文献が世界各国の特許庁が国際特許審査過程において調査が義務付けられているPCT最小限文献に含まれ、韓国検索DBの品質が重要な事項として台頭した。それを受け韓国特許庁は2009年に精製用DBを構築し、国内外から入手したデータを検索DBに搭載する前にデータエラーなどを体系的に整備・加工するシステムを整えた。また、2009年には「データ品質管理システム」を構築し、エラーデータの発生を未然に防ぎ、既存データのエラーを自動的に探知して整備できる体系も整えた。2012年にはデータフローを統制し、システム間の連携を通じてエラーの発生原因をより簡単に追跡・分析できる「データフローを管理する情報システム」を構築した。

2) 検索DBの構築状況

＜表V-3-1＞特許及び実用新案検索DBの構築状況

(2014年12月末基準、単位：千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内 特許	書誌	1983～2001	Text	8	6,574
	公開公報	1983～1998	Image	413	
		1983～2005	SGML	1,088	
		2005～	XML	1,323	
	公告公報	1947～1998	Image	144	
		1979～2005	SGML	459	
		2005～	XML	989	
英文抄録(KPA)	1979～	SGML/XML	2,150		
国内 実用	書誌	1948～2001	Text	252	1,442
	公開広報	1983～1998	Image	373	
		1983～2005	SGML	132	
		2005～	XML	69	
	公告公報	1947～1998	Image	142	
		1979～2005	SGML	376	
		2005～	XML	98	
日本	書誌	1975～1998	Text	6,968	55,950
	公開請求項/明細書	1986～1992	SGML	1,093	
	登録請求項/明細書	1986～1993	SGML	961	
	特・実公開登録(実 用)公報	1971～1996	Image	13,830	
		1993～2004	SGML	4,372	
		2004～	XML	4,229	
	特・実公告	1950～1979	Image	5,881	
		1994～2004	SGML	1,522	
		2004～	XML	2,096	

	特許抄録イメージ	1975～1996	Image	5,159	
	特許英文抄録(PAJ)	1976～	SGML	9,839	
ヨーロッパ	DOCDB2.0	1974～	Text	97,526	104,165
	ヨーロッパ公開(Espace-A)	1978～1999	Image	914	
		1975～2004	SGML	1,477	
		2004～	XML	1,334	
	ヨーロッパ公告(Espace-B)	1980～1999	Image	356	
		1980～2004	SGML	742	
		2004～	XML	550	
	国際公開パンフレット(Espace-world)	1978～2002	Text	462	
			SGML	346	
Image			458		
WIPO	国際公開パンフレット(Impact Rule87)	2002～	XML	2,485	2,485
米国	特許公告	1975～	Image	11,832	24,878
		1976～2004	SGML	3,045	
		2005～	XML	2,085	
	特許公開	2001～	Image	3,917	
		2001～2004	SGML	760	
		2005～	XML	3,239	
台湾	特許公開書誌/抄録	2000～	Text	646	646
イギリス	特許公開	1991～2007	SGML	184	258
		2007～	XML	74	
中国	特許公開/公告(英文抄録)	1985～	Text	6,480	22,175
	特許公告	1985～	Image	9,727	
		1996～2009	XML	5,968	
カナダ	特許公開/公告	1999～2007	SGML	410	815

		2007～	XML	405	
オース トラリ ア	特許公開/公告	1998～	SGML	779	779
ドイツ	特実公報	1991～	Image	1,597	1,597
フラン ス	特許公報	1992～	Image	273	273
計				222,037	222,037

＜表V-3-2＞デザイン検索DBの構築状況

(2014年12月末基準、単位：千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内	先出願	1960～	Image (JPG, TIFF)	4,153	26,395
	先出願全文イメージ	1960～1998	Image (TIFF)	169	
	国内公報	1966～	Text	875	
			Image (JPG, TIFF)	5,622	
	国内公報全文イメージ	1966～1998	Image (TIFF)	244	
	拒絶包袋全文イメージ	1992～1998	Image (TIFF)	36	
	登録書類綴り全文イメージ	1966～1999	Image (TIFF)	235	
	登録原簿全文イメージ	1948～1991	Image (TIFF)	132	
カタログ(全)	1980～	Text	4,362		

	文イメージ含む)		Image (JPG)	6, 539	
	画像デザイン	2003～	Text	174	
			Image (JPG)	174	
	フォント (typeface)	2004～	Text	31	
			Image (JPG)	66	
	実用新案デザイン	1970～	Text	479	
			Image (JPG, TIFF)	2, 491	
	平面デザイン	1976～	Text	127	
			Image (JPG)	127	
日本		1965～1999	Text	898	7, 073
		1997～	SGML	450	
		1965～	Image (JPG)	5, 725	
ドイツ		1988～	Text	583	1, 482
			Image (JPG)	899	
WIPO		1999～	Text	164	604
			Image (JPG)	440	
OHIM		2003～	Text	682	3, 253
			Image (JPG)	2, 571	
過去の海外デザイン (米国、ベネルックスなど)		1975～2004	Text	798	1, 867
			Image (JPG)	1, 069	
米国デザイン		1997～	Text	267	534
			Image (JPG)	267	
中国デザイン		2010～	Text	109	706
			Image (JPG)	597	
国外平面デザイン		1960～	Text	90	180
			Image (JPG)	90	

計			42,094	42,094
---	--	--	--------	--------

＜表V-3-3＞商標検索DBの構築状況

(2014年12月末基準、単位：千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内	書誌	1950～	Text	3,097	7,068
	見本イメージ	1950～	Image(JPG)	2,914	
	拒絶包袋全文イメージ	1989～1998	Image(TIFF)	151	
	登録書類綴り全文イメージ	1974～1999	Image	527	
	登録原簿全文イメージ	1952～1991	Image	379	379
計				7,068	7,068

3) 評価及び発展方向

世界最高レベルの特許情報サービス体系の実現に向けて、海外データの多様化と情報サービスの高級化、データ管理体系の効率化を中長期計画に沿って体系的に推進するため、2013年に特許情報分野の情報化戦略計画(ISP)を樹立した。

現在国内外から入手している特許データを持続的に拡充する一方、質の高いデータを生産し対外に提供するため、2009年に精製用DB及び「データ品質管理システム」の構築を完了し、検索DB品質管理の土台を構築した。その後もデータ品質管理体系を持続的に運営及び高度化してエラーデータを整備することで、検索DBの品質が持続的に向上した。

今後も韓国特許庁は国民と審査官がより膨大かつ高品質の知的財産権データを活用できるように検索DBに搭載する海外のデータを拡充し、「エラーデータ自動検証のための業務規則(Business Rule)」を拡充するなどデータ品質管理体系も持続的に高度化していく計画である。一方、外国の特許庁が自国の検索DBに韓国のデータを搭載して活用する時に不都合が発生しないようデータの普及及び技術支援体系も強化してい

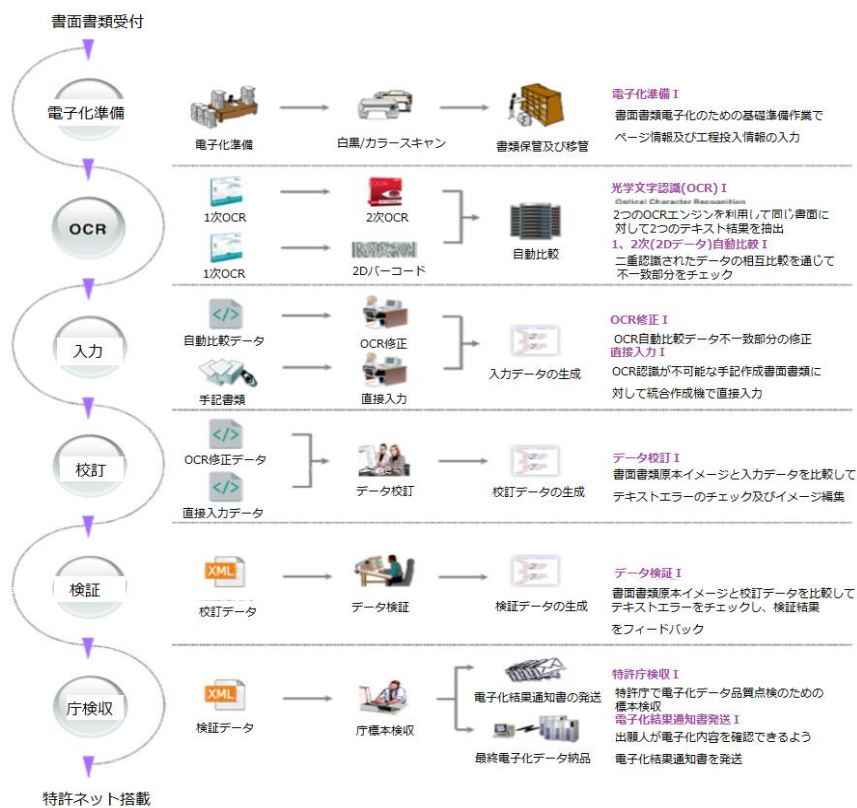
く計画である。

ロ. 特許文書電子化センターの運営

1) 推進背景及び概要

韓国特許庁は紙のない(Paperless)特許行政に向けて、書面で受け付けられる全ての書面書類を電子化している。そのため韓国特許情報院に特許文書電子化センター(以下、電子化センター)を2001年1月に設立し、特許法に基づき特許文書電子化機関である電子化センターに委託して事業を展開している。電子化センターでは韓国特許庁に提出される全ての産業財産権に係る書面書類(出願書、補正書、登録申込書、審判請求書など)を特許ネットで活用できるように電子化を推進しており、特許情報の疎外階層を対象に特許情報検索及び電子出願に対する無料教育を実施することで、特許情報の活用及び電子出願の利用拡散に貢献している。

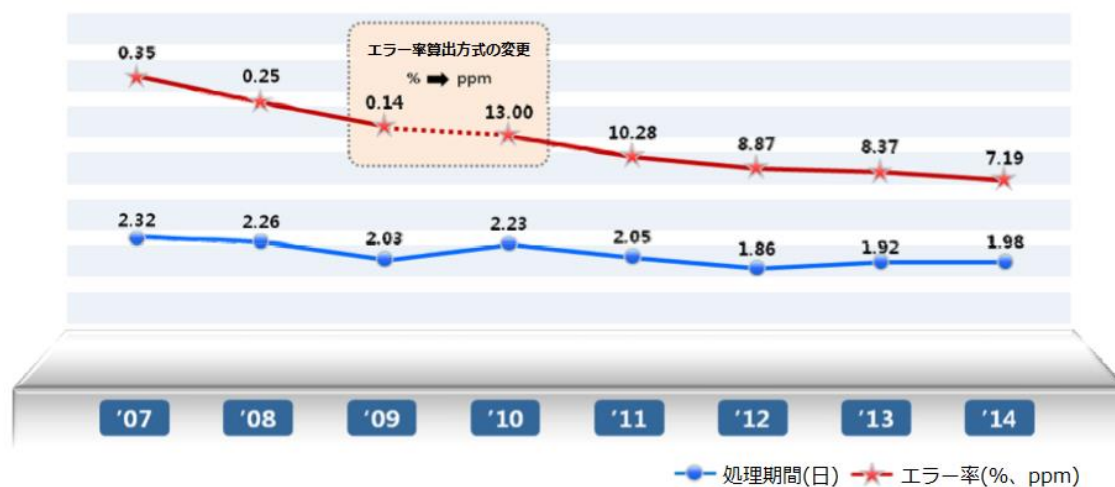
<図 V-3-1> 電子化処理工程フロー



2) 推進内容及び成果

14年間特許文書電子化事業を推進し、紙文書の保管に必要な空間と書類維持管理費及び公報制作費などの節減を通じて約368億ウォンの経済効果を達成し、行政処理の過程において紙を無くすことで約122.5トンの炭素排出量の減少効果をもたらした。電子化対象書類は1,098種であり、2014年には韓国特許庁に提出される書面書類計15万件余りを特許ネットから活用できるよう電子化することで、迅速かつ正確な審査審判に寄与した。また、電子化エラー率を核心成果指標(KPI)として管理し、2014年には7.19ppm³⁰を達成した。特に、2014年には電子化システムの改善及び高度化を通じて電子化文字認識率を高め、保安を強化するとともにウェブ環境の電子政府標準フレームワークを導入した。

<図V-3-2> 年度別の電子化処理期間及びエラー率状況



また、一般国民、中小企業、大学、地域知識センター、創業インキュベーションセンターなどの特許情報利用者を対象に出前支援教育を実施している。特に、2014年には344回の教育(8011人受講)を行い、教育需要者中心のオーダーメイド型教育サービスを実施した。

³⁰ PPM(PPM, Parts Per Million) : 百万率、電子化 100 万ラインの中でエラーライン数

＜図V-3-3＞年度別の訪問型特許情報検索及び教育回数と教育人数



3) 評価及び発展方向

1999年にインターネット基盤の電子出願システムである特許ネットを開通して以来電子出願率が持続的に上昇し、2014年には96.0%を達成したが、電子出願率の増加が限界に達しているため、書面出願に関する電子化作業は続くものと見られる。2014年電子化システムの改善及び高度化を基に文字認識率の向上などシステム環境の最適化を持続的に推進し、今後も電子化処理所要期間の安定的な維持と無欠点電子化データの確保に向けて持続的に努力する計画である。

また、知的財産権大衆化に向けて地域知識財産センターなどを通じた地域別拠点教育体系を構築し、創造経済革新センターなど外部機関との協業を通じてオーダーメイド型出願支援教育サービスを拡大していく予定である。

ハ. データ管理専門担当組織の運営

1) 推進背景及び概要

1999年1月から本格稼動となった特許ネットシステムの安定化によって、特許情報データを一元化されたデータ管理組織を通じて体系的に生産・整備・分析・加工する

とともに、データエラーを検証・整備するため、2002年5月にデータ管理専門担当組織を構成した。

現在、韓国特許庁は効率的な組織運営及び予算節減のため、同専門担当組織を特許情報専門機関である韓国特許情報院に委託運営している。専門担当組織は特許情報DBの構築、インターネット公報の発刊、特許情報の普及・交換、データの整備、データの品質管理業務を遂行している。

2) 推進内容及び成果

専門担当組織を運営した初年度の2002年にはデザインのカatalog、書面包袋など6万2千件の過去書面書類を電子化し、特許庁検索及び特許ネットDBのエラー・漏れのデータ8万5千件を整備した。

2003年には文字商標の円滑な検索のため、データ生成工程に商標名の入力を追加した。2004年からは過去の文字商標名の検証と外国書面デザイン公報の電子化を同時に推進した。2006年には特許データ検証式の導出とデータ整備マスタープランの樹立などデータ品質管理基盤を整え、国内外の特許情報分析及びファミリーデータの再構築など高付加価値データの加工に注力した。

2008年には政府機関初のデータ品質管理自動化システムを構築した。その結果、韓国特許庁は政府機関初のデータ品質管理大賞(文化観光部長官賞)を受賞し、政府機関の中で唯一のデータ品質認証(韓国データベース振興院主管)レベル2を獲得した。

2009年にはデータ品質管理だけを専門に担当する別途組織を構成し、データ品質管理組織を強化した。また、既に構築されたデータ品質管理自動化システムを高度化し、データ品質管理指針と手続きを整備した。特に、データ品質管理の義務化水準を強化するために政府機関初の「特許庁データ品質管理規定(訓令第643号)」を制定することで、特許庁内のデータ品質管理活動をより体系化した。

データ品質管理規定の主な内容は、

1. データ品質管理組織及び任務の定義(第2章)
2. データ管理手続きの樹立(第3章)
3. データベース及びデータアーキテクチャ管理の体系化(第4章)
4. データ品質管理協議会規定の策定(第5章)

である。

2010年には「特許庁データベース標準遵守指針」を制定して情報システム開発時にデータ遵守を義務付け、体系的なデータ品質管理のためにデータ品質管理指針と手続きを改正して配布するとともに、データ品質重視文化の定着のために定期的にデータ品質管理教育を実施した。

2011年には特許データ品質管理の先進化に向けてEPOなどの先進特許庁と国内官庁及び民間銀行の情報化インフラをベンチマーキングし、2012年特許ネットⅢの開通に伴いそれに最適化したデータ構造の運営のため、データ構造管理計画を樹立・運営した。また、特許データ検証式の導出及びエラーデータの整備を通じてデータ品質指数を高めた。

2012年には「特許データ品質管理先進化事業」を通じて3極特許庁レベルの先進データ管理体系構築戦略計画を樹立し、データフロー管理情報システムを構築してデータエラーの発生原因に対する追跡・分析機能を通じてより迅速かつ正確なエラー整備が可能となった。

2013年には「データ品質中心文化の定着」に向け、現業部署データ担当官懇談会を通じて品質改善活動の活性化方策を樹立し、特許庁のデータ品質管理の先進事例に対する発表及びベンチマーキングの支援などを通じて外部機関品質管理の拡大にも寄与した。

このような努力の結果、2006年397件であった特許データ検証式が2014年基準で5,936件となり、特許ネットのエラーデータ監視範囲を50%以上拡大した。また、データ

品質の正確度は毎年増加し、2014年現在データ品質の正確度は99.70%に達している。

2014年にはこのような高品質の知的財産データが政府3.0戦略によって民間に開放され円滑に活用できるよう、出願人代表名、特許分類・ファミリー情報など知的財産オーダーメイド型普及DBを開発して民間に普及した。

<表V-3-4>2014年度教育及び広報状況

教育 対象	開発企業		運営企業		現業部署		データ 担当官 懇談会	ベンチ マーキ ング
	回数	時間	回数	時間	回数	時間		
実績	3	6	2	4	2	4	2回	7回

<表V-3-5>年度別データ品質の正確度

年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
データ品質 正確度(%)	96.97	97.80	99.27	99.35	99.46	99.56	99.63	99.70

<表V-3-6>2014年度データ管理業務処理の状況

(単位：千件)

区分	データ品質管理			特許情報DB構築		システム運営管理			特許情 報共同 活用
	検証式	BR分析	検証式に よるデー タ整備	国内	国外	公報発 刊	優先権 交換	顧客要 請処理	
実績	5,936件	39件	7,305	2,296	32,638	480	64	20	61,184

3) 評価及び発展方向

品質の高い特許データは特許審査品質の向上につながり、信頼度の高い特許行政サービスのための礎石となる。データ管理専門担当組織を中心にデータ品質管理自動化

システムの安定的な運営とデータ標準及び構造管理などの活動を展開しており、エラーデータの流入を遮断するために特許データを常時監視している。また、データにオーナーシップ(Ownership)を付与し、現業部署と情報化部署の協力の下でデータを管理することで特許庁全体のデータ品質重視文化を造成しており、優秀データ担当官及び品質改善活動優秀者に対する多様な支援策を講じてデータ品質管理を活性化していく予定である。

今後もデータ管理専門担当組織を通じて特許データの構築・加工・普及などの管理体制を改善し、特許庁全体のデータ品質統制管理が持続できるようデータ品質管理システムを高度化し、データ管理制度及び手続きを持続的に先進化していくことで世界最高レベルの特許行政サービス実現に向けた基盤を提供する計画である。

2. 韓国特許英文抄録の発刊及び普及

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は海外で国内の知的財産を保護し、特許多出願国としてのプレゼンスを高めるため、国内で出願された特許技術内容を英文で記載した韓国特許英文抄録(KPA³¹)を発刊している。発刊された韓国特許英文抄録は海外における韓国特許技術保護のための先行特許技術調査及び技術動向の把握のための資料として、海外特許庁及び国際調査機関に迅速に普及している。

韓国特許文献が2005年10月WIPO総会でPCT最小限文献に含まれたことで、韓国は2007年4月から韓国特許英文抄録を国際調査機関にPCT最小限文献として提供している。

韓国特許英文抄録は特許公報に記述されている発明の主要内容を海外の審査官及び

³¹ KPA(Korean Patent Abstracts)

利用者が迅速かつ正確に理解できるように英文で記載した英文要約書であり、書誌事項、要約書及び代表図面で構成されている。

<図V-3-4> 韓国特許英文抄録の構成項目

1 書誌事項

- 番号・日付(11.21.22.24.43.45)：公開(または登録)番号、公開(または登録)日付、公告日付、出願番号、出願日付
- IPC(51)：国際特許分類(WIPO ST.8基準)
- 人名情報(71,73,72)：出願人(または特許権者)、発明者
- 優先権主張(31,32,33)：優先権主張番号、優先権主張日、優先権主張国家(国際標準(INPADOC)基準)
- 先行技術調査文献(56)：特許文献及び非特許文献

2 要約書

- 発明の名称：特許公報の発明の名称
- 要約書：出願人が提出した特許公報の要約書

3 代表図面

- 特許公報の代表図面
- 代表図面に記載された国文表記の英文翻訳

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は1979年から登録特許を対象に冊子形態で韓国特許英文抄録を発刊し、1997年からは3極(米国・ヨーロッパ・日本)が共同で開発したMIMOSA S/Wを活用して検索と照会が可能なCD-ROM形態で普及している。2000年からは国内出願技術の海外保護機能を強化するため発刊対象を公開特許まで拡大し、2010年にはデータ形式標準をSGMLから国際的なデータ標準であるXMLに変更した。これまで登録特許の先行技術調査文献情報(2011年)、代表図面に存在する国文に対する英文翻訳(2013年)、PCT国際出願書誌情報及び出願人国籍情報(2014年)など韓国特許英文抄録の活用度を高めるため、ユーザーが求めるコンテンツを持続的に拡大した。韓国特許庁はこれまで韓国特許英文抄録の発刊及びDB構築のために計538億ウォンを投入し、2014年に発刊した136,208件を含め計2,134,120件の英文抄録を発刊した。

<表V-3-7> 韓国特許英文抄録DBの構築状況(2014年12月末基準)

(単位：件)

区分	1979～ 1999	2000～2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	合計
登録特許	82,086	214,136	14,543	12,503	16,470	20,258	28,936	35,471	424,403
公開特許	-	1,014,089	119,812	126,324	111,762	109,340	127,653	100,737	1,709,717
小計	82,086	1,228,225	134,355	138,827	128,232	129,598	156,589	136,208	2,134,120

韓国特許英文抄録はCD-ROMで製作し、41の海外特許庁と国際調査機関と国際調査機関及び国立中央図書館など国内34機関に無料で普及しており、迅速な普及のためにオンライン(FTP)普及先を2012年から中国(1カ国)から2014年まで米国、ヨーロッパ、日本、台湾、ロシアなど17カ国まで拡大した。

<表V-3-8> 韓国特許英文抄録の国内外配布機関の状況

(2014年12月末基準)

区分	内 容	
海外 (51箇所)	特許庁 (44箇所)	日本(FTP)、中国(FTP)、台湾(FTP)、ロシア(FTP)、スペイン(FTP)、ブラジル(FTP)、ドイツ(FTP)、ベラルーシ(FTP)、クロアチア(FTP)、アルヘンチーナ(FTP)、米国(FTP)、カナダ(FTP)、デンマーク(FTP)、フィリピン(FTP)、マレーシア、ベトナム、シンガポール、インド、タイ、イラン、スリランカ、バングラデシュ、エジプト、南アジア共和国、ケニア、アンゴラ、メキシコ、パナマ、ベネズエラ、ペルー、イタリア、キルギスタン、オーストリア、ギリシャ、イギリス、チェコ、フランス、トルコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、イスラエル、ヨルダン
	関連機関 (7箇所)	EPO(FTP)、INPIT(FTP)、ARIPO(FTP)、APCTT、WIPO、ユーラシアン特許庁、中国特許研修院
国内(34箇所)	国立中央図書館、韓国科学技術研究院、地域知識財産ンセ	

	ンターなど34箇所
--	-----------

また、外国審査官と外国人が発刊した韓国特許英文抄録を無料で利用できるように、特許情報ネットキプリスとK-PION(韓国特許情報照会サービス)において検索サービスを提供している。2014年からは制作工程の簡素化及び出願人の意図を反映するために出願人が提出した要約書を翻訳・制作しており、書誌情報提供周期の短縮及びオンライン(FTP)普及先の拡大を通じて迅速に海外に英文抄録を普及している。最近このような努力や韓国特許英文抄録に対する需要の増加によって韓国特許英文抄録の検索回数が毎年増加傾向にあり、2014年の1年間で190万回を超えた。

＜表V-3-9＞過去4年間韓国特許英文抄録の検索状況(2014年12月末基準)

(単位：回)

区分	2011	2012	2013	2014
KIPRIS	1,209,798	7,032,213	2,506,529	1,906,368
K-PION	117,254	136,899	175,490	191,666

*外部リンク：PatentScopeなど他検索サービスとのリンクサービス

ハ. 評価及び発展方向

国家競争力の核心要素として知的財産の重要性が増しており、グローバル特許紛争が激化していることから、米国、日本などの主要先進国は知的財産政策を国の最優先課題として推進している。知的財産政策の一環として日本、中国、台湾、ロシアなど非英語圏の国家は自国特許に対する英文抄録を持続的に発刊し、海外普及に努めている。

これまで韓国も外国審査官と外国人が韓国特許技術情報を活用できるように、韓国特許公報に対する英文抄録を適期に発刊して迅速に普及し、海外における韓国特許技術の保護に貢献した。

今後も外国審査官が特許審査の時に韓国特許英文抄録を積極的に活用し、韓国特許

技術を先行技術として引用できるよう、顧客が求めるコンテンツを持続的に拡大し、迅速な普及に向けてオンライン(FTP)普及先を拡大するなど多様な取り組みを持続的に展開する計画である。

<表V-3-10>各国における韓国特許英文抄録の活用状況

(2014年12月末基準)

区分		対象国家
自国検索システム活用	審査官用	(9カ国)米国、日本、ヨーロッパ、中国、ロシア、エジプト、台湾、ベラルーシ、ドイツ (1機関)ユーラシアン特許機構(EAPO)
	一般国民用	(4カ国)日本(IPDL), 中国(CNIPR), ヨーロッパ(Esdac enet)、ドイツ(DEPATISnet) (1機関)WIPO(Patentscope)
海外検索システム*活用		スロバキア、スイス、スペイン、カナダ、ブラジル、ハンガリー、クロアチア、カザフスタン、ポルトガル、カタール、セルビア、キルギス共和国、ルーマニア、イギリス、ポーランド、チリ、モロッコ、ニュージーランド、フィンランドなど
特許庁検索システム活用	KIPRIS	米国、ヨーロッパ、日本、中国、台湾など88カ国余り
	K-PION	米国、ヨーロッパ、日本、中国など40カ国余り

*海外検索システム：Patentscope、espacenet、EPOQUE、EAPATISなど

3. 知的財産権公報の発刊及び普及

情報顧客支援局 情報活用チーム 電算事務官 ヤン・キソン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は発明の技術内容を公衆に公開することで発明者の産業財産権を保護し、技術の進歩を促進するため、1948年から産業財産権公報を発刊している。1998年5月

からは公報をCD-ROMとして発刊し、2001年7月からは世界初のインターネット公報サービスを提供した。

誰でもインターネット公報サービス(特許庁ホームページwww.kipo.go.kr)を通じて公開公報及び登録公報を発刊と同時に無料で閲覧できる。プログラムを別途設置する必要もなく、インターネット環境で閲覧できるようにPDF文書形式で発刊している。発刊された公報は特許庁ホームページに毎日掲載され、毎月2回DVD及びFTPで18機関(国内7機関、海外11機関)に配布している。そして、検索DBにも搭載して、特許情報検索サービス(www.Kipris.or.kr)を通じて民間と海外に提供している。

ロ. 推進内容及び成果

<表V-3-11>2014年度公報発刊件数

(2014年12月末基準、単位：件)

公開特許	公開実用	登録特許	登録実用	デザイン	商標公告	その他公告	計
148,110	6,492	130,582	4,974	55,908	127,282	7,247	480,595

<表V-3-12>インターネット公報メーリングサービス加入者及びメール配信件数

(2014年12月末基準、単位：人/件)

区分	2002～ 2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
加入者	6,295	8,563	10,367	10,868	11,099	11,240	11,425	11,548	11,748
配信件数	1,635,401	2,511,428	3,373,541	4,380,697	5,280,945	6,083,659	6,827,983	7,597,503	7,965,950

ハ. 評価及び発展方向

現在韓国特許庁は、発明家、企業及び研究員、弁理士など特定分野において最新特許技術情報が必要なユーザーのために、新たに発刊した公報と関心分野情報リストを電子郵便で配信する「関心分野メールサービス」を実施している。出願人には自分の産業財産権公報に対する発刊予定日をメールで事前に通知する「公報発刊予告サービ

ス」を導入してサービスしており、国民が公報サービスを理解して活用し易いように公報書式を改正するなど、ユーザーの便宜を図るために持続的に努めてきた。2014年からは個人情報保護に関する苦情を解消するため、公報の特許法施行令などの改正を完了し、2014年度7月から情報主体が希望する場合は全体住所の代わりに部分住所のみ公開できるように公報の住所公開方式を改善した。

韓国特許庁は今後も特許技術情報流通幅の拡張、ユーザー利便性の向上及び権益保護、国家競争力の向上に向け、国民に国際標準とIT新技術が反映された世界最高水準の公報サービスを提供していく計画である。

第3節 知的財産情報サービス水準の向上

1. 知的財産情報モバイル検索サービスの拡大

情報顧客支援局 情報管理課 行政主事補 イ・ビョンソク

イ. 推進背景及び成果

スマートフォンの拡散に伴いモバイル特許行政サービス需要の増加が予想される中、2010年韓国特許庁はモバイルホームページと発明カフェー、特許検索アプリを開発してサービスを提供している。その中で特許検索アプリは国内知的財産(特許・実用新案、商標、デザイン)情報の検索機能を提供するために開発されたアプリで、 아이폰及びアンドロイド運営体制でも使われている。キーワード検索を基準に検索範囲が設定できるのが特徴である。

一方、2013年1月からは国内特許・実用新案、デザイン、商標、審判情報の検索が可能なキプリスモバイルウェブを提供している。スマートフォンが登場する前の2008年モバイル標準によって開発された既存のモバイル商標検索サービスを高度化し、スマートフォンなどモバイル機器から知的財産権情報が簡単に検索・閲覧できるように、特許・実用新案・デザイン及び審判情報までサービスの提供範囲を拡大した。特許検索アプリより検索機能が高度化したサービスで、検索演算子(and, or, notなど)を利用したキーワード、期間別検索及び登録、拒絶など行政状態別の検索結果と整列機能を提供するとともに、書誌事項、図面、公報全文、登録事項などを閲覧できるサービスを提供しており、サービス改編の初年度である2013年度に180万件を超える検案件数を達成し、2014年度には281万件を記録して持続的に増加傾向にある。

<表V-3-13>モバイル検索サービスの利用状況

	2011年	2012年	2013年	2014年
特許検索アプリ	37,215	15,151	14,944	14,895

ダウンロード数				
モバイルキプロス検索件数	-	-	1,828,642	

ロ. 評価及び発展方向

2010年度に開発した特許検索アプリは誰でも簡単に本人が所持したモバイル機器を通じて特許検索ができるという利便性のおかげで、累積ダウンロード数が8万2千件に達するなど多くのユーザーから愛されている。しかし、年度別ダウンロード件数を見ると2011年3万7千件に達していたものが、2012年には15,151件、2013年14,944件、2014年14,895件と毎年下落している。

特許検索アプリの利用を活性化するため、今後特許検索アプリの検索機能を強化し、ユーザー中心のインターフェースを構築する予定である。また、モバイル機器の機種別互換問題、ネットワーク問題など現在まで報告された問題を改善していく予定である。

2010年度に開発した特許検索アプリと2013年にオープンしたキプロスモバイルウェブは、同じ知識財産権情報に対する検索サービスを提供しているが、モバイルユーザーの便宜を図るためにアプリとウェブに二元化してサービスを提供している。しかし、アプリとウェブを統合したハイブリッドアプリの活性化によって、韓国特許庁でもモバイル特許情報検索サービスを効率的に管理し、最適なモバイル検索サービスを提供するため、両サービスの統合と改編を行うことで、キプロスモバイルウェブをハイブリッドアプリとして発展させ、モバイルユーザーのサービス満足度向上を図る予定である。

また、特許情報ネットキプロスの海外利用国家が148カ国を超え、スマートフォン利用者が全世界的に拡散することに伴い、キプロスモバイルサービスの検索機能の高度化及びキプロスモバイル英文サイトの新規開発などを通じて、モバイルを通じた韓国特許情報の普及・拡散に貢献していく予定である。

<図 V-3-5> 特許検索アプリ及びモバイルKIPRISの画面



2. 海外進出企業のブランドネーミング支援に向けた海外商標情報提供の拡大

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

イ. 推進背景及び概要

最近急増している特許紛争に比べて商標権紛争は相対的に知られていないため、その重要性が注目されていないが、企業の立場では紛争が発生すると商品の販売が難しいため、特許と同レベルなものとして認識しており、一つの商標を持つ商品が多様な国に輸出される場合が多い。そこで国家別の商標DBを総体的に検索しなければならない場合が頻繁に発生し、各国別に自国登録商標に対する検索サービスを益々強化する傾向にある。商品の輸出・輸入の場合、通関の前に簡単な事前検索だけで事後に発生し得る商標紛争を予防することができるため、国内企業の海外進出を助けるために海外商標検索サービスを提供している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 外部環境によって海外商標のデータを補強

国別のデータ政策、電子化有無などによって異なる入手時期と国内企業の輸出量及び要求事項を考慮し、海外商標庁と商標データの交換を推進することを決め、2010年から特許情報ネットキプリス(www.kipris.or.kr)を通じて米国、日本、オーストラリア、カナダの商標情報を試験的に国民向け検索サービスを提供し、2013年からはヨーロッパ商標庁(OHIM)に登録されたEU加盟国の商標情報まで拡大して提供している。

<表V-3-14>KIPRIS海外商標データの提供状況

国家	提供範囲	件数
米国	1823～現在	7,704,091
日本	1898～現在	1,370,720
オーストラリア	1906～現在	690,096
カナダ	1872～現在	1,274,897
OHIM	1996～現在	1,205,203
合計		12,245,007

2) 検索機能の高度化及び運営品質の向上

検索入力窓に日本語入力サービスを提供し検索できるようにしたが、2011年からは利用者の検索利便性を高めるために検索入力窓に韓国語文字を入力すれば韓国キーワードが日本語に自動変換される検索サービスを提供している。また、言語障壁を解消するために検索結果リストを日韓自動翻訳することで、一般国民が海外商標を便利に検索できるようになった。また、運営品質向上のために国家別支援言語の追加及び変更、漏れたデータ補完時において発生する所要時間を短縮するために検索サービスのプロセスを改善した。

ハ. 評価及び発展方向

特許情報ネットキプリスの海外商標検索サービスの利用量は2013年62,222件、2014年107,710件と増加傾向にある。サービス初期に発生した商標名称、イメージ漏れに

対して原本CD及び各特許庁に確認要請を行い、商標名称、イメージ再整備及び周期的自動アップデートシステムを開発して、商標データの正確性を高めるために持続的に努力する予定である。それによって海外商標検索サービスの利用活性化を図り、韓国企業の海外市場進出時に該当地域における企業との商標紛争可能性に対する事前調査検索費用及び時間節減の効果が期待される。特許情報ネットキプリスは今後多様な情報を国民に提供するため、各国の特許庁との協力を通じて持続的に海外商標データを拡大・提供する計画である。

3. 特許文献翻訳サービスの拡大

情報顧客政策局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は高品質の審査・審判支援に向けて海外引用文献の言語障壁を最小化し、海外特許に対する国民のアクセシビリティ向上及び国内企業の国際競争力強化のため、翻訳サービスを提供している。審査品質の強化と審査期間の短縮及び業務効率化のため、海外特許文献翻訳サービスの翻訳品質高度化事業を推進し、KIPRIS³²国民向けサービスの海外技術文献翻訳サービスに対して、審査官と同品質の翻訳サービスを提供するための基盤を構築した。

主要5カ国特許庁であるIP5特許庁間における審査情報の共有拡大及び審査品質向上を目指して、海外特許文献の機械翻訳の活用が広がりつつある。韓国特許に対する世界的関心の増加及び国内特許の保護強化のためには特許公報の言語的アクセシビリティの向上及び翻訳品質の管理が非常に重要である。

³² KIPRIS (Korean Intellectual Property Information Service) : 国民向け特許情報検索サービス

＜表V-3-15＞翻訳サービスの提供状況

区分	審査官用	国民用	連携検索サービス
日→韓機械翻訳	2001～	2008～	KOMPASS, KIPRIS
韓→英機械翻訳	2006～	2007～(有料)、 2014～(無料)	K-PION ³³ , KIPRIS
英→韓機械翻訳	2008～	2008～	KOMPASS, KIPRIS
中→韓機械翻訳	2013～	2015～(予定)	KOMPASS

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は新規技術用語など特許文献内において頻繁に登場する単語に対する翻訳辞典を持続的に構築して翻訳品質を高めている。2014年国内特許技術の海外保護強化のために国民向け検索システムで有料提供されていた韓英機械翻訳を無料で提供した。

＜表V-3-16＞翻訳辞典及び翻訳メモリ(TM)の構築状況

(単位：万件、()は翻訳メモリー構築件数)

区分	基本辞典 ³⁴	2009	2010	2011	2012	2013	2014	合計
英韓辞典	301	30	35	20(1)	9(5)	-		395(6)
日韓辞典	123	30	30	10(1)	6(2)	-		199(3)
韓英辞典	310	30	-	-(1)	20	5	3	368(1)
中韓辞典	30	-	-	-	-	30	26	86
計	764	90	65	30	35	35	29	1,048

2009年から持続的な英韓・日韓機械翻訳品質改善事業によって、過去5年間(2009～2014)英韓・日韓の特許文書の引用活用件数は年平均其々26.8%、24.2%増加している。特に、2013年中韓機械翻訳の導入以降、中国特許文献の活用件数は過去5年(2008

³³ K-PION(Korean Patent Information Online Network)：韓国特許情報照会サービス

³⁴ 基本辞典は機械翻訳エンジンが内部に搭載された基本辞典のうち技術用語辞典の数である。

～2012年)間の平均活用件数より5.2倍増加した。

<表V-3-17>海外特許文献の引用文献活用推移

(単位：件)

区分	2012	2013	2014
日本語圏	78,194	88,264	88,580
英語圏	27,794	33,146	34,655
中国語圏	86	197	476

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は今後国民向け中韓翻訳サービスの拡大に向けて中・韓翻訳エンジンを導入し、持続的な翻訳辞典の構築を通じて中国特許文献の活用性を強化する予定であり、検索サービスの対象を抄録から公報全文に拡大する計画である。

4. 知的財産情報の統合検索支援

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 チェ・サンウォン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は知的財産情報が国家経済成長と技術革新のエンジンとして認識されることにより、国民が手軽にアクセスして活用できるように多様な分野の知的財産関連サイトを構築して提供している。ユーザーは知的財産サイトにアクセスして良質の特化された情報を簡単に手に入れることができる。しかし、多数のサイトを個別的にアクセスして情報を得なければならない不便によって、情報間の相互連携性確保及び融合情報への活用が困難である。

そこで、韓国特許庁では国民に役立つ有用な知的財産情報をより手軽に総合的にアクセスできるよう、知的財産分野のポータルサイトである知的財産情報統合サービス

(IPIS、www.ipis.or.kr)を構築した。現在、ユーザーが求める知的財産情報とともに利用度の高い非特許文献を持続的に発掘して追加連携し、検索機能を高度化したオーダーメイド型サービスを提供している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産情報統合・連携サービスの拡大

多様な知的財産情報をワンストップで提供するため、従来(2013)提供していたIP情報サービス(特許分析報告書、知的財産政策情報、伝統知的情報など、24種)に公共データポータルサイト(data.go.kr)を通じて活用度の高い非特許文献である著作権登録情報サービスを追加連携し、計25種のIP情報の統合検索ができるようにサービスしている。

<表V-3-18> 知的財産情報統合サービス(IPIS)の連携状況

年度	2011	2012	2013	2014
連携IP情報個数	7	12	24	25
連携データ件数	6,699,578件	7,508,963件	143,984,269件	156,959,303件

2) 検索品質向上に向けた改善

既存サービスにデータ連携方法と検索エンジンを再整備することで検索結果の正確性と検索速度をより高め、連携されたデータの定期的な最適化を通じて利用者が一回のアクセスで複雑で難しい情報に簡単にアクセスできるように改善した。

<図 V-3-6> 知的財産情報統合サービス (IPIS) の連携拡大



ハ. 評価及び発展方向

各種知的財産情報サイトで個別的に提供されていた知的財産情報を統合・再構成して関連情報を総合的に照会できる窓口を構築した。それによりユーザーは知的財産情報統合サービス (IPIS) を通じてより手軽に欲しい情報を手に入れることができるという実質的な支援を行っている。今後もユーザーが希望する高品質の知的財産情報を持続的に発掘してサービスの連携を拡大し、需要階層別のオーダーメイド型コンテンツ分析を通じて融合情報の提供などユーザーからのニーズを積極的に反映し、知的財産関連の代表ポータルサイトとして発展させていく計画である。